

平成 22 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 22 年 3 月 9 日 開会

平成 22 年 3 月 19 日 閉会



高 森 町 議 会

3月9日（火）

（第1日）

平成22年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成22年3月9日
午前10時07分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

1 番 立山 広滋君

2 番 森田 勝君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
3月 9日（火）	本会議	議案審議（付託）
3月10日（水）	休 会	総務常任委員会
3月11日（木）	〃	文教厚生常任委員会
3月12日（金）	〃	同上
3月13日（土）	〃	
3月14日（日）	〃	
3月15日（月）	〃	
3月16日（火）	〃	建設経済常任委員会
3月17日（水）	〃	同上
3月18日（木）	本会議	一般質問
3月19日（金）	〃	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 議案第 5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第 6号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正について

日程第 6 議案第 7号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 8号 高森町税条例の一部改正について

- 日程第 8 議案第 9 号 高森町立学校教職員住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 10 号 辺地に係る公共的施設の整備計画について
- 日程第 10 議案第 11 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 11 議案第 12 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 12 議案第 13 号 高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 14 号 平成 21 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 15 号 平成 21 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 16 号 平成 21 年度高森町老人保健特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 17 号 平成 21 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 21 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 21 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 21 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 21 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 22 年度高森町一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 22 年度高森町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 22 年度高森町老人保健特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 22 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 22 年度高森町介護保険特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 22 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 28 号 平成 22 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 29 号 平成 22 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程第 29 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	建設課長	瀬井公吉郎君
会計課長	岩下光廣君	教育委員会事務局長	佐伯実範君
総務課長補佐	甲斐敏文君	住民福祉課長補佐	廣木富八君
税務課長補佐	甲斐末久君	産業観光課長補佐	杉田則秋君
建設課長補佐	甲斐邦博君	高森東保育園園長代理	瀬井類子君
色見保育園園長代理	熊谷優子君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	沼田勝之君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時07分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年第1回高森町定例議会を開会するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春間近の今日、昨年より少し冷たい雨が降っておりますし、また明日等は降雪の予報が出ています今日でございますが、議員の皆様方におかれましては、公私とも何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、2月の12日に開幕いたしましたバンクーバーの冬季五輪は現地時間の2月の28日にすべてのゲームが終了いたしました。日本のメダル数は、金がゼロで、銀が3個、銅が2個と、合計5個に終わったようにお聞きをいたしております。結果はどうであれ、競技スポーツを国威発揚の場と捉えるのか、またスポーツ競技への頂点と捉えるのかは、その国の方針でございますから、どうということはいえませんが、先日、今回の特別選手強化費がテレビで紹介なされておられました。中国の方は、年間、このスポーツの祭典には120億円、韓国は102億円に比べまして、日本は27億円だったそうでございます。この選手強化費は、そのままメダルの数に現れたとは申しませんが、現在の日本の景気の低迷を象徴しているような、そのような感じがしたところでもございます。

このようなときに、地球の反対側におきましては、南米チリではマグニチュード8.8の巨大な地震が発生いたしました。震源は人口密集地ではなかったことが不幸中の幸いでもございました。亡くなられた方もおられますけれども、地震規模が大きかった割には被害が最小限度に食い止められたのではなかろうかなと、そのようにも感じをいたしました。

日本でも、津波という形で影響を及ぼしましたけれども、気象庁の早めの警戒の呼びかけ、避難指示等で、10都道府県、52万人に出されましたら、避難率は最低だったというふうにお聞きをいたしております。九州でも津波の観測がされ、大分県佐伯市では人口の半数を超す4万人の避難勧告がなされましたが、実際に避難をされたのは、わずか300人というふうには報道されてございました。災害と申しますと、やはり忘れた頃にやってくるということであろうかなと、いつもそ

ういう中での訓練は必要であると、そのように思います。

災害といいましても、住民への避難の指示などの伝達方法をどのようにして伝えることができるのか、私たちの町も、また火山の地域でございます。できる限り詳細に、そして早く皆様方にお知らせをし、そして日頃から地域を上げて訓練等もしていかなければならない、そのように考えております。やはり今申しました訓練情報に活かそうと思いましても、それがただ情報だけで、地域の方々が、そのように対応ができなければ何の意味もないことでございますけれども、鋭意、今回の大地震を教訓に、私どもも地域の安全・安心のためにはいつも心がけていかなければならないなど、そのように感じているところでもございます。

また、本町の行事といたしましても、2月の13日に観光協会主催によります第2回新酒とふるさとの味まつりのオープニングセレモニーが開催され、新酒を求めてたくさんの方々に来町していただきました。今後は、3月の14日の日曜日でございますが、ラストイベントに向けまして、その中での土曜日、日曜日を中心に、飲食店、宿泊施設で、それぞれのおもてなしの料理に、多くの来客を期待しているところでもございます。議員の皆様方も、各会場で提供されます料理も、家族ともども参加されて、舌鼓をうたれ、この早春の味をご堪能いただければ有難いかなど、そのように思っております。

また、2月の21日には、中心市街地一帯で第31回高森町交通安全宣言駅伝大会が町体育協会主催により実施されました。優勝チームは部門ごとに、高森少年野球ドンキーズチーム、中央小学校5年生バスケット部と、また高森中学校駅伝選抜チームの選手の皆さんでございました。本当に心から、あめでとうございますと申し上げたいと思います。この大会も早いもので、第31回を迎えましたが、私の記憶とするとところであれば、南阿蘇国民休暇村のオープン記念ということで始められましたようにお聞きをいたしております。休暇村マラソンが諸事情によりまして、53年から駅伝大会に変更されたと記憶をいたしております。それから、様々な遍歴を経てのこの交通安全、事故のない安全で住みよいまちづくり、駅伝を通じた健康づくり、また町民同士のふれあいを目的に実施されるようになりました。今後とも、数を重ねていくごとに発展することをご祈念をいたし、また本町から再度、箱根駅伝等の選手等にも選ばれて、引いてはオリンピックに参加されるような、そのような選手が出れば、大変嬉しく思いますし、また夢も大きなものになるかなど、そのように思っております。早い話が、私どもの町から、そういうための金の卵が健やかに育つような仕組みにしていき、また将来にわたって、温かく見守ってい

なければならないと、そのように思っております。

また、3月1日には、高森高校の卒業式に参加してまいりました。田中校長先生をはじめ、諸先生方に見送られる33名の卒業生は、それぞれの進路は違うものの、新たな人生の門出に向かい、瞳が大変輝いておられました。今後も何事に対しても自信をもって各自がおかれた立場で全力を尽くしてほしいと、そう思いました。本当にご卒業おめでとうございました。

さて、私どもの国におきましても、平成22年度予算が3月2日に衆議院本会議で可決、参議院へと送付されました。憲法の規定によりまして、参議院送付後は参議院一致で自然成立をするため、年度内成立が確定をいたしました。鳩山政権が当初予算として初めて編成いたしました平成22年度予算は、過去最大の9兆2,992億円、景気低迷に伴います税収は3兆7,960億円と、新規国債発行額はこれも過去最大の4兆4,303億円となっております。国債発行額が税収を上回るのは1969年以来、実に41年振りだそうでございます。鳩山政権はコンクリートから人へと大きく掲げてございます。また、この前の所信表明では命という言葉を再三おっしゃってございました。きっとこれが子どもさん方の手当法案、または高校無料化法案の年度内成立を目指すためのいろんな所信表明であったかなと、そのように思っております。借金が国と地方を合わせますと800兆円という、日本国民1人当たりの借金が455万円と、膨大な数字になりました。行政に携わるものとして、この付けが将来税金として跳ね返ってくることは、肝に銘じておかなければならないと思っております。

本町も起債残高につきましては、当初予算で詳細に説明いたしますけれども、今の段階ではせめて高森町の借金だけでも少なくしておくことが肝要であろうと感じている次第でございます。

さて、本定例会に上程いたします議案につきましては、同意案件1件、条例案件5件、予算案件16件、その他の案件4件、計26件でございます。

何卒よろしくお願いを申し上げて、本会議での挨拶とさせていただきます。

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成22年第1回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 立山広滋君、2番 森田勝君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 甲斐廣國君。

○議会運営委員長（甲斐廣國君） おはようございます。5番、甲斐です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成22年第1回高森町議会定例会の会期につきましては、本日3月9日から3月19日までの11日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（三森義高君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月19日までの11日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 同意第1号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（三森義高君） 日程第3、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第1号でお願いしております高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

本年3月の22日をもちまして、委員でございます草村秀章氏が任期満了となりますので、地方税法第423号の規定により、議会の同意を求めます。

今回お願いいたします方は、熊本県阿蘇郡高森町大字津留989番地、野尻昭生氏であります。任期は平成22年3月23日から平成25年3月22日までの3年間でございます。

野尻氏は、識見ともに高く、地域の信頼の厚いことから、委員として適任であ

ると考えますので、選任につきましてご同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、ご説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第4、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第5号でご提案申し上げました職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

職員の勤務時間の短縮につきましては、昨年の8月11日付けで、人事院より勧告されておりましたが、住民サービスなどの観点から、部内協議を重ねてまいりました結果、今回の提案となったものであります。

新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

第2条、条文中の1週間当たり40時間を38時間45分に、第3条第2項、条文中の8時間を7時間45分に改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第6号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第5、議案第6号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第6号でご提案申し上げました高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてご説明いたします。

行財政改革の一環としまして、駐在嘱託員制度の見直しなどを視野に入れまして、また高森町の地理的要件なども踏まえ、長期にわたり検討を行ってきたところであります。

その結果、駐在嘱託員報酬の均等割月額3万5,000円を3万円に改正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第7号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第6、議案第7号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第7号でご提案申し上げました高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

現在、高森町におきましては、養鶏業者の進出による諸問題、併せまして公共投資臨時交付金によります電気通信施設としての携帯電話基地局建設並びに地上デジタル放送の難視地区整備などを早急に推進しなければならない状況であります。

このことから期間限定の特例ではありますが、諸問題に対応するための審議員を置き、事業促進を図るものであります。また、医療職の職務分類表につきましては、専門職としての取り扱いを必要とすることから、今回新たに整備するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。

審議員につきましては、特例として期間を設けて、審議員を置くということですか。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 今回お願いしますのは、養鶏業者の諸問題、それと併せまして、投資臨時交付金などは期限がございます。そういうの中からです、やっぱり期限内に早急に問題を片付けたいということで、今回お願いするものであります。予定としましては、2、3年程度になろうかと思っております。

よろしくご説明申し上げます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） わかりました。行政改革の中で審議員を置くということで、以前決定をしておりましたけれども、事業推進のため期限を設けて審議員を置くということでございますので、よくわかりました。異議なしです。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第8号 高森町税条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第7、議案第8号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 村上源喜君。

○税務課長（村上源喜君） おはようございます。

議案第8号でご提案申し上げました高森町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、固定資産税の納付回数を現在の5月、8月、11月の3回から、5月、7月、9月、11月の4回に増やすことによりまして、納税者の方の納期ごとの負担の軽減を図るという納税環境の整備を行うものであります。

改正によりまして、現在、8月分が住民税と重なっておりますけれども、それにつきましても今回改正されることとなります。

以上が改正の内容でございますけれども、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 8 議案第 9 号 高森町立学校教職員住宅管理条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 日程第 8、議案第 9 号、高森町立学校教職員住宅管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 佐伯実範君。

○教育委員会事務局長（佐伯実範君） おようございます。

それでは、議案第 9 号、高森町立学校教職員住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

高森東中学校教職員住宅は、日当たりが悪く、湿気等が多く、また大変老朽化が進みまして、また近隣町村の教職員住宅家賃の均衡を図るために、今回、値下げをするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。6 番 後藤和昭君。

○6 番（後藤和昭君） 6 番、後藤です。

ただいま事務局長の方から、要するにあの状況、耐用年数等でですね、非常に環境が悪いという説明でございましたが、これは半額以下に下がるわけですね、利用状況等がわかりましたらですね、今現在の利用状況、いろんなことを加味しながらしていかなければならないと思いますが、現在、運用されている人数とか、そういうことがわかっとなら。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 佐伯実範君。

○教育委員会事務局長（佐伯実範君） お答えいたします。

現在、4 人の先生がご利用されております。補足説明させていただきますと、もう 2 棟ですね、昭和 6 1 年に建築をされております住宅がありまして、これは面積 6 6. 5 と変わりませんが、これは 1 万 1, 1 2 0 円ということで、今、家賃がなっております。ですから、2 万 5, 0 0 0 円ですので、少しちょっと高いんじゃないかということですね、そちらに近づけるために 1 万 2, 0 0 0 円ということで今回設定させていただきました。近隣町村を見ますと、現在、通勤する先生が多くなりまして、あまり利用されていないというのが近隣の状況でございました。今利用されているのが、産山と小国、それから南小国の 3 町ぐらいでございました。そこは 1 万円から 1 万 2, 0 0 0 円というような家賃がお聞きしま

すと、そのくらいでございましたので、今回1万2,000円に設定をしたわけ
でございます。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 今、説明を受けましたが、近隣町村ですね、同じような手当を
いただいております波野、それから産山の説明を伺いましたが、値段ですね、だいたい
そのあたりまで下げたら、利用状況とか変わる可能性があるわけですか。

○議長（三森義高君） 教育委員会事務局長 佐伯実範君。

○教育委員会事務局長（佐伯実範君） 利用状況はあまり変わらないと思いますけどで
すね、今、校長先生、教頭先生が、やっぱり地元で住んで、学校にということで、
利用が増えるとは思っておりません。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 本当はですね、通勤の方が手当が出て、僻地手当があるから通
勤が多いわけですが、大津へんに住所を構えてですね、それから通勤されると思
いますが、できればですね、値段を下げるというようなことでございますが、できる
だけですね、努力していただいて、この町に住所を構えていただいて、それから所
得税関係とかいろいろあるわけです。そういうことを努力されるようにですね、値
段を下げることに反対じゃなくて、せっかく下げられるからその方の努力もされる
ようによろしく願います。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） おはようございます。

ご意見をいただきました。今、私たちの考え方としますと、やはり校長先生、
教頭先生、任地居住をお願いしているところです。やはり昔と違いまして、交通の
便がよくなりましたし、位置もよくなりました。なかなか任地居住というのは難し
い状況でございますが、できるだけ任地居住をしていただくように、今後も願
いをしていくつもりでございます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第10号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（三森義高君） 日程第9、議案第10号、辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第10号でご提案申しあげました辺地に係る公共的施設の整備計画についてご説明いたします。

今回の草部・尾下地区の辺地整備計画につきましては、平成22年度ブロードバンドサービス提供施設補助事業として取り組むものであります。

ブロードバンド未提供地域を対象に事業環境の向上を図るため、通信事業者が行うADSL設備整備に要する経費に対しまして、補助金を交付するものであります。

地域においては、早期に整備することで、さらなる情報通信の新たなサービスとして、その利用効果は大きなものと期待されていますことから提案するものであります。

以上、ご説明申しあげましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第11号 財産の無償譲渡について

○議長（三森義高君） 日程第10、議案第11号、財産の無償譲渡についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第11号でご提案申しあげました財産無償譲渡についてご説明いたします。

処分します物件は、国庫補助を受けて建設されました旧草部南部小学校教職員住宅で、築30年のブロック造の住宅であります。公立学校施設の財産処分手続のさらなる弾力化による取扱いで処分すれば、残存年数があと15年あっても国庫納付金が免除されるものであります。このことから、地主に対して無償で譲渡するものであります。

ちなみに、ブロック造の教職員住宅の処分制限期間は45年となっております。

以上、ご説明申しあげましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第12号 工事請負契約の締結について

○議長（三森義高君） 日程第11、議案第12号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長 佐伯実範君。

○教育委員会事務局長（佐伯実範君） それでは、説明いたします。

議案第12号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

高森中学校太陽光発電設置工事に伴い、下記業者、熊本市田迎5丁目11番5号、旭電業株式会社、代表取締役 吉村俊彦氏と、契約金額4,754万9,848円の工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

どうかご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由

の説明といたします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第12 議案第13号 高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について

- 議長（三森義高君） 日程第12、議案第13号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。産業観光課長 後藤正三君。

- 産業観光課長（後藤正三君） 議案第13号で提案しました、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

本議案は、地方自治法第204条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

まず、指定管理者に管理を行わせようとする対象施設の名称としましては、高森町有機農業推進施設です。

次に、指定管理者となる団体等の名称は、平成肉用牛生産株式会社、代表取締役社長 中川誠雄氏です。

指定の管理の期間としましては、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間となっております。

なお、指定管理候補者の選定につきましては、2月26日に選定審査会が開催され、応募された3件について、個別に審査し、採点を行い、その採点を合計した総合点が最も高かった平成肉用牛生産株式会社が指定管理候補者として選定さ

れ、今回提案したものであります。

以上、議案第13号について説明申し上げましたが、審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

ちょっと質問いたします。現在、3件、候補者があったということでございますが、審議員がこれはされたと思いますが、審議員さんはどういうふうな形でされたのかをお聞きしたいと思います。

それから、審議員さんは、何名ぐらいかお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 審議員会の方ですね、メンバー構成は、学識経験者2名、それから町の方の職員の方から3名、それから担当課2名の構成で審議しております。

内容につきましては、私の方から申し上げるような内容はございませんので、職員構成だけを一応ご報告申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今、学識の方が2名、それから職員が3名、担当が2名ということでございますが、中川誠雄さんについてはですね、前もって受けられておまして、私も農協の理事をしていますと、いろんな情報が耳に入りまして、運営委員さんの方からいろんな話が出たと思うけど、その中において選定がされたということでございますので、私の方も何も言うことはありませんが、受けられた以上はですね、協定書にきちっと書いてあります、これをですね、各作業、観光課の課長それから町長の方もですね、協定書ができるとる以上は、きちっと守ってもらうような体制等もとってもらって、スムーズにこの運営ができますように、私は願っておるところでございます。あやふやなですね、返答をされたら行政も今後考えていかなんというような考えももってもらって、この堆肥センターをですね、運営されてどうかと思う疑惑もありましたが、今後、また受けられるというなら、そういう点も考慮されまして、町もしっかりと目を通してもらって、そういういろんな意見が出ないような行政の方針を十分に伝えてもらいたいと思っています。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今のご質問ですけれども、本人が農業をされています

ので、非常にそこらへんの切り分けというのが誤解されやすいのがかなりあったのかなと思っております。指定管理者につきましては、前回は第1次ということでやっておりますが、その中でいろんなそういう誤解されやすい部分については、提出書類の様式等もかなり変更いたしております。もうちょっと明確にきちつとなるような報告書の提出と、それから内容につきましても、これが以前ちょっと問題になったなという部分については、そういう提出書類の様式等を改善し、内容等も改善を行っております。

それから、経営についてはですね、堆肥生産についてはかなり努力をされてて、好成績を収められているという話を聞きますし、販売高については実際町がやっているよりも量がちょっと増えていると。それから、そういう意味では経営の努力はされておりますけれども、そういう誤解を受けやすいところはあるということで、指定管理の選定につきましては、以前に受けられた方がたまたま、また選定されたということですが、今後についてはそこらへんをですね、きちんと精査して、私たちの方でも精査していくようにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） ほかに意見ございませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。

今、森田議員の方から質問が出ました。まったく同感でございますけれども、指定管理者に渡す場合に、一番大事なのはこの協定書ですね、協定書が一番効力を発揮するわけでございます。ですから、今、課長の答弁を聞いておりますと、協定書の中にも少し改善をするところは改善をして協定書を作るということでございます。特に大型機械が入っております。耐用年数も過ぎております。ですから、そのへんのことも含めてですね、協定書にきちつと、どのくらい町が負担するのかということも含めてですね、いろいろ以前、森田議員が言われたように、問題のような気がします。ですから、今回はですね、そういうことが起きないように、協定書をきちつともう一度ですね、確認をされて、協定書が出来上がりますと、一つの契約みたいなものですからですね、協定書をきちつとした形でされたらですね、確認を得て、問題が生じないようにしていただきたいと思います。

これは要望です。お願いをしておきます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 3番、田上です。

ただいまの件につきまして、邪気でございますけれども、質問をさせていただき

ます。

先般の臨時議会のときに、運営委員会というのは必要ないんじゃないかというようなご意見が出ました。その中で、町長、副町長、課長、指定管理者がしておる中でいろんな諸問題が発生したときに、いろいろ協議してもらうために必要なんだというようなご答弁があったというふうに思っておりますが、今回の選定の中で、運営委員会の中のいろんご指摘があったらと思います、権限がですね。担当課長おそらく町長の方にもつながっておただろうというふうに思いますけれども、今回の選定の中で、その運営委員会の意見等が反映されたのか。それと、今後、そのまた運営委員会を設置する場合に、運営委員会の中の意見の反映の仕方、どういうふうにご考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 指定管理者の選定についてですけれども、選定委員会の内容については、あまりここでしゃべられないのですけれども、当然、選定委員会の中で経験されているところ、経験されていないところについても、私たちの方が書類の内容もかなり精査していますので、選定委員さんの中から質問が出ております。その中で運営委員会で出ていた話についても報告をしております。先ほど申しましたように、もちろん経営努力もされていると、非常に農業関係に長けている、そこらへんの話はしておりますが、その中でも選定委員さんの総合点になりますので、どなたがどういう点数を付けられたというのは、私どもの方ではわかりませんが、その中でもじゃあ同じ方が選ばれた場合には、選定委員会の中でも、先ほど議員さんから質問がありましたようなことで、そこらへんはきちっとやっってくださいと、もし選ばれた場合にはですね、きちっとやっってくださいという意見は出ております。

それから、運営委員会についてですけれども、一つ私たちが今考えて、ちょっと今まだ作成中で、出来上がっておりませんが、指定管理等、ほかの施設も出してございますけれども、それについてのたまたまですね、私たちの産業観光課が持つてる施設が指定管理で出ていると。それを一つの課で、ほかの指定管理施設も含めてですね、一つの課で考えるのではなくて、指定管理に出している施設についてを検討する委員会ですね。今のところ、内部だけで考えておりますけれども、将来的にはそういう学識経験者とかですね、そういう方も入れて、ほかの施設についても、もう少しこういうまい利用ができるんじゃないかとか、こういうところがいけないんじゃないかとかですね、そういうのを全体的な委員会の設置を今検討し

ています。

それから、有機施設につきましての管理運営委員会につきましては、私としては、これは一つの残したいと。言いますのが、今言いましたように、指定管理の委員会の施設については、そこで協議検討しますけれども、有機農業の管理運営委員会については、基本的に耕種農家と畜産農家の連携というのがありますので、そういう意味、それからそのメンバーの中に農家の人が入っていらっしゃいますので、その品物とかですね、堆肥とかにいろんな意見とか、そういう意味での運営委員会としては残していただきたいというふうに、私たちは残そうと思っております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 私が伺ったのは、もう1点、今回の選定委員会の中で、運営委員会の提言なりが、課長として選定の中で生かされておるかという部分をお伺いいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） ほかの選定委員さんについては、先ほど言いましたように、一応もちろん選定委員さんですので、実際されている方はどうなのかというのは、当然参考として聞きたいということで、基本的には管理運営委員会の話を基本厳守しております。私の中では、だから私がどうだったかということになるんですかね。私の中につきましても、当然、選定委員会の中には単純に項目ではありませんで、たくさん項目があります。その中で当然、採用の人だったらここはこうだなということで、当然そこに点数の開きが出てきております。ほかの選定委員さんにつきましては、どういう点数が出たかわかりませんが、私の中ではその中で点数を付けているということでございます。20項目以上ありますけれども、計画がどうだ、実質どうだとかですね、そういうのがありますけれども、その中では点数としては入れているということでございます。

よろしいですか。

○議長（三森義高君） 3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） 運営委員会のいろんな提言ば、運営委員さんにまかせたとします。その相違点が、その考え方、その提言が今回の選定の中で全体的にですよ、選定委員さん方にもそれはつなげて、それが生かされたかということなんですよ。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今言いましたように、採点は個別になっていますので、

私はすべての点数を見たわけじゃありませんので、そこまで生かされたかどうかというのですね、この委員さん、当然、プレゼンテーションがありました。その中で、当然、その後時間をとりまして、実際されている、今までされてあったところですね、それから今から別に2社要望されていますけど、そこについては私からは選定委員さんの方に現状の話、運営委員会であった話です、お話をしています。今言いましたように、全体に反映されたかどうかと言われると、採点方式ですので、何とも言えないんですけれども、今言ったような話はしているし、プレゼンテーションとかに対しての選定委員さん同士の意見交換とかですね、そういうことをやり取りしながら、最終的に個別の採点を付けるということですので、全体に反映されたかどうかということは、私も判断が難しいんですけれども、運営委員会であった話については、選定委員会の方でもおつなぎをしている、説明をしているということでしょうか。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 課長の詳細な説明がございました。

今日のこういう本会議の質疑応答、これを今後十分に生かされるようにですね、努力をしてもらいたいと思います。運営委員会の協議の内容、これはあつてないようなことではいけませんので、そういうやつに時間を割いてですね、十分な説明を今後行うようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前 11 時 22 分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第 13 議案第 14 号 平成 21 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第 13、議案第 14 号、平成 21 年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第 14 号で提案いたしました、平成 21 年度高森町一般会計補正予算案についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成 21 年度の最終補正でございまして、歳入全般にわたって、収入の確保を図り、歳出におきましては、不用額を極力抑えるために、全般にわたって補正を行うとともに、特に今回は国の第一次補正予算でありますところの地域活性化、公共投資臨時交付金の対象とする事業に至る調整を網羅した歳出予算を計上してございます。

また、財政状況から今後、なお一層厳しくなることが予想されるために、その財源となります基金の積み立てを行うとともに、起債の減額を行った内容の補正予算編成となっております。

今回の補正予算は、総額 3,547 万 9,000 円の減額となり、これを現計予算と合算いたしますと、歳入歳出それぞれに 47 億 1,471 万 7,000 円となります。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表の地方債補正につきましては、各事業の実績及び実績に伴う限度額の補正を行ったものでございます。

以下、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

9 ページの第 1 款、町税につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税の現段階での収入見込額を計上しております。なお、これらの自主財源であります町税につきましては、今後とも徴収率アップに努め、収入のアップを図ってまいりたいと思います。

第 10 款、地方交付税につきましては、693 万 8,000 円を増額補正をいたしております。

10ページをお開きいただきたいと思います。

12款の第2項の負担金につきましては、各目、各節ごとに、それぞれの事業の決定通知を受けて調整を行ったものでございます。

10ページから11ページの13款、使用料及び手数料につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調整を行ったものでございます。

同じく、11ページの第14款、国庫支出金、第1項の国庫負担金の各節の事業から、お開きいただきまして、12ページにかけての第2項の国庫補助金の各目、各節の事業につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調整を行ったものでございます。

12ページの第12目の地域活性化公共投資臨時交付金1,385万6,000円につきましては、国の第一次補正予算に係るものでございまして、携帯電話等エリア整備事業、地域情報通信基盤整備推進事業及び管内中学校太陽光発電施設設置事業につきましては、それぞれの事業の事業見込額により、国から交付見込額を増額補正するものでございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

14款、国庫支出金、第3款、国庫委託金につきましては、それぞれの事業の確定見込みにより調整を行ったものでございますが、子ども手当事務委託金338万1,000円につきましては、平成22年度から実施されます子ども手当支給のための電算システム改修事業経費を全額国庫負担として受け入れるものでございます。

続いて、第14款の県支出金、第1項の県負担金、第3目民生費負担金の各節からお開きいただきまして、14ページから15ページに、第2項の県補助金、各目、各節の事業につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調整を行ったものでございます。

なお、15ページの第5目、農林水産業費県補助金、第5節の林業振興費補助金4,569万円の減額につきましては、本事業は阿蘇森林組合が事業主体となる事業でございまして、本町が事業費の全額の補助を受け、阿蘇森林組合に交付するものとして予算化いたしておりましたが、阿蘇森林組合は直接交付されることになりましたことにより減額となったものでございます。

同じく、15ページの第15款、県支出金、第3款、県委託金につきましては、第2目の各節の事業費からお開きいただきまして、16ページの第3目の民生費県委託金及び第5目の農林水産業費県委託金の各節事業につきましても、各事業の確

定見込みにより、それぞれ調整を行ったものでございます。

同じく、16ページ、第16款の第1項の財産運用収入につきましては、各事業の確定見込みによりまして、それぞれ調整を行ったものでございますが、第2目の利子及び配当金の140万円増額補正につきましては、これまで積極的に財政調整基金の積み立てを増額をした結果によるものでございまして、引き続き財政調整基金の積み立てに重点をおくことといたしております。

同じく、16ページ、16款の第2項の財産売払収入につきましては、それぞれ精算見込額を調整をいたしました。

16ページ、18款の繰入金及び17ページにかけて第20款の諸収入につきましては、各事業の確定見込みにより、それぞれ調整を行ったものでございます。この中で17ページの町預金利子115万8,000円の増額補正につきましては、町会計普通預金について、利子の調整を行ったものでございます。また、貸付金元利収入の100万円の増額補正につきましては、貸付対象者から償還等によるものでございます。

17ページの下段の町債につきましては、現在の各事業の同意見込額による調整をいたしました。一般財源が充当可能となった事業につきましては、借り入れを行わないことを基本にいたしまして、調整を行ったものでございます。なお、各事業の確定額につきましては、最終調整が必要となりますことから、その補正予算につきましては、専決してお願いをすることとなりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、18ページから歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

18ページから、各事業の必要な経費を最終見込額によりまして、歳出予算の全般にわたって、主に減額補正を行っております。

18ページ、第1目の一般管理費、第2節の職員手当446万1,000円の増額補正につきましては、職員の退職手当の調整を行ったものでございます。

20ページ、第2款の総務費の第19目の交通安全対策費の16節の原材料費10万5,000円の増額補正につきましては、交通安全施設整備に要する経費を計上いたしましたものでございます。

21ページ、第2款の総務費、第28目の地域活性化公共投資対策事業費の第14節使用料及び賃借料16万円と、22節の26万5,000円につきましては、事業の内容に基づき、今回調整をさせていただくものでございまして、また15節

の工事請負費の813万円の減額と、第19節の負担金補助及び交付金の813万円の増額につきましては、事業の内容に基づき同額の組み換えを行うものでございます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

第3款の民生費、第2目の障害福祉費の各節につきましては、各事業に必要な経費の最終見込みにより調整を行ったものでございます。障害支援費関係経費につきましては、給付実績に基づきまして、20節、扶助費の自立支援介護給付費が増額となったものでございます。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。

第3款の民生費、第2目、児童福祉施設費につきましては、それぞれ実績見込みにより調整を行うものでございますが、第20節、扶助費の22万円の増額補正につきましては、措置児童の他市町村からの受け入れによるものでございます。

続きまして、26ページをお開きいただきたいと思います。

第3款の民生費、第1目の子ども手当準備事業費補助金の第13節の委託料338万1,000円につきましては、歳入の際にもご説明を申し上げましたが、平成22年度支給されます子ども手当のための電子システム改修について、全額国庫負担金として事業実施するものでございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

第5款の農林水産業費、第1目の林業振興費、19節負担金補助及び交付金の治山林道協会特別会費11万6,000円につきましては、本町内での県営の治山事業の実績により、負担金を計上するものでございまして、間伐等森林整備促進対策事業交付金4,569万円の減額につきましては、歳入の際にご説明を申し上げたとおりでございます。阿蘇森林組合の事業でございまして、本町を経由せずに、阿蘇森林組合が直接補助金を受けることになったことにより、全額を減額するものでございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

第6款の商工費、第4目の湧水館管理費につきましては、16節、原材料費と第9節の負担金補助及び交付金について、湧水館トンネル整備に必要な事業費を増額補正をいたしております。

32ページをお開きいただきたいと思います。

第7款、土木費、第1目の住宅管理費、11節の需用費につきましては、それぞれ町営住宅管理に必要な経費を増額補正をいたしております。

33ページをお開きいただきたいと思います。

第8款の消防費の第6目、消防経済危機対策事業費といたしまして、第11節の需用費消耗品費の900万円を計上いたしておりますが、これは消防法において、平成18年6月以降に建築された住宅については、火災警報器の設置が義務化されました。このことによりまして、平成18年6月以降に建築された個人住宅を対象として、火災警報器の設置について、町が助成を行うこととし、この法律が施行されます平成23年6月までに該当する所帯を基準として、火災警報器を1個ずつ配布するために必要な予算を、国の第一次補正の予算でありますところの経済危機対策事業として計上いたしましたものでございます。

33ページから38ページまでの第9款は、教育費全般について、それぞれ実績見込みにより調整を行うものでございます。

38ページをご覧ください。

第10款の災害復旧費につきましては、各事業に必要な経費の最終見込みにより調整を行っております。

最後になりますけれども、39ページをお開きいただきたいと思います。

39ページの第12款の諸支出金、第1項の基金費につきましては、本町のこれからの財政基盤の強化のために、財政調整基金減債基金などの積み立てを行うことの予算を計上しております。この中で特に財政調整基金につきましては、この9,832万8,000円を積み立てをすることによりまして、平成21年度の3月補正後の財政調整基金の現在高は4億8,100万円となる見込みであります。なお、基金全般につきましては、極力積み立てを行うことといたしておりますが、財政調整基金以外の基金につきましては、基金利子相当分を計上調整を行っております。

平成21年度も年度末となりました。最後になりますが、今後も予算の執行に万全を期し、限られた予算で最大の効果を上げるよう、なお一層の事務事業の効率化を図りながら、健全な財政運営に心がけてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、今回提案いたしております補正予算につきまして、その概要をご説明を申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第15号 平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第14、議案第15号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第15号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

今回の補正は、医療給付費及び各負担金等の歳出見込みにより、既定予算から5,514万2,000円を減額し、その総額を10億7,136万5,000円とするものです。

補正の概要について説明いたします。

7ページからの歳入です。第1款、国民健康保険税は557万円減額、第4款、国庫支出金の国庫負担金1,090万1,000円減額、国庫補助金3,937万9,000円の減額、第5款、医療給付費等交付金430万2,000円の減額、第7款、県支出金の財政調整交付金は1,250万円の増額、第8款、共同事業交付金は4,681万9,000円の減額、第10款、繰入金は一般会計からの繰入金652万9,000円を減額、財政調整基金からの繰入金を4,500万円といたしました。

次に、11ページからの歳出です。第2款、保険給付費の第1項、療養諸費は3,750万円の減額、第2項、高額療養費は600万円の減額、第7款、保険事業費は21年度の特定健康診査が終了したため、委託料を246万9,000円減額いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第16号 平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第15、議案第16号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第16号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算から6万7,000円を減額し、総額を1,693万円とするものです。

ご承知のとおり、老人保健制度は平成19年度で廃止された制度で、21年度も精算のための予算編成をしており、歳入歳出見込みにより、それぞれ補正をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第17号 平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算
について

○議長（三森義高君） 日程第16、議案第17号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第17号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算から437万7,000円を減額し、総額を8,320万7,000円とするものです。

概要について説明いたします。

6ページの歳入です。第1款、後期高齢者医療保険料は、今後の歳入見込みにより46万7,000円減額、第3款、繰入金は保険基盤安定のための一般会計からの繰入金143万8,000円減額、7ページの第5款、諸収入の健康保持増進事業収入は、健診事業の確定により246万円を減額いたしました。

8ページの歳出です。第2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への負担金180万4,000円を減額、第3款、保健事業費は健康診査事業の確定により256万6,000円を減額いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第18号 平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第17、議案第18号、平成21年度高森町介護保険特別

会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第18号、平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出の介護給付費の増額によるものが大部分で、既定予算に1,194万3,000円を追加し、総額を6億7,612万円とするものです。

6ページの地方債の補正は、財政安定化基金からの借入れをしないため、限度額を変更し、0円といたしました。

9ページからの歳入です。第3款、国庫支出金、第1項の国庫負担金172万3,000円、第2項の国庫補助金321万1,000円、第5款、県支出金の第1項、県負担金890万1,000円の増額は、介護給付費の歳出見込みに伴い、それぞれ増額、第4款、支払基金交付金は社会保険診療報酬支払基金からの第2号被保険者の保険料分119万8,000円を減額補正しました。

第6款、町債は、財政安定化基金からの借入れをしないため、全額減額いたしました。

13ページからの歳出です。第2款、保険給付費は、今後の歳出見込みにより、それぞれ増額または減額をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第19号 平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第18、議案第19号、平成21年度高森町簡易水道事業

特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第19号で提案いたしました、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算から761万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8,512万9,000円とするものであります。

4ページをお願いします。

第2表、地方債の変更は、事業費の確定による限度額を変更するものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入については、第1款、使用料及び手数料の水道使用料を402万4,000円と、水道手数料7万9,000円を減額、第4款、財産収入は、基金運用分の利子確定により3万8,000円を増額、第6款、諸収入の水道申込加入金2万1,000円を増額、雑入の弁償金9,000円を減額、受託事業収入は町道整備に伴う水道本管布設替工事の入札残296万6,000円を減額いたしました。

第7款、地方債は、施設事業費の減額による60万円の減額です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳出については、一般管理費の人件費の不用額を減額、需用費については、光熱費の電気料を69万3,000円減額、役務費については、漏水調査手数料と徴収手数料の43万6,000円を減額、委託料は、工事に伴う設計委託料52万6,000円を減額、工事費につきましては、先にご説明いたしました町道整備に伴う水道本管布設替工事の受託工事費と、草部地区水道本管布設替工事ほか3件の入札残418万6,000円を減額、備品購入費は水道メーター器購入費10万円の減額、積立金は残価積立金、エスコ基金の1,000円を増額、公債費の償還金利子の確定により7,000円を増額、予備費については20万6,000円を減額補正しております。

以上、提案説明をいたしましたので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第19 議案第20号 平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第19、議案第20号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第20号で提案いたしました、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算に99万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を5,137万5,000円とするものであります。

歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

第1款、財産収入は、基金利子の確定により99万7,000円を増額補正いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

管理費の需用費は、光熱費の電気料を60万円と修繕料の100万円を減額、委託料につきましては、収益金の利子が確定したため5万1,000円を増額、予備費につきましては254万6,000円を増額補正いたしました。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第21号 平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第20、議案第21号、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第21号でご提案申し上げました、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ622万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を2,826万2,000円とするものであります。

内容についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、自治体基金、住民基金の預金利子を合わせました73万2,000円を減額するとともに、基金繰入金551万2,000円を減額するものであります。

歳出におきましては、先の議会におきましてお願いいたしました宝くじ助成金の取扱いにより発生しました所得税の残額551万2,000円を減額するとともに、自治体基金、住民基金においても、積立金73万2,000円を減額するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

ただいまですね、歳入歳出それぞれ622万4,000円と申し上げましたが、大変申し訳ありません。624万4,000円の間違いですので、ご訂正方、よろしくお願ひしたいと思います。申し訳ありません。

○議長（三森義高君） ただいま訂正があったとおりでございます。訂正方、お願ひいたします。

それでは、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第21 議案第22号 平成22年度高森町一般会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第21、議案第22号、平成22年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第22号で提案いたしました、平成22年度高森町一般会計予算の概要についてご説明を申し上げます。

予算編成の基本的な考え方につきましては、お配りいたしました平成22年度当初予算概要書にも記載しておりますが、昨年の政権交代によりまして、地方財政計画、その方針が大きく変わり、またその決定も遅れましたことから、限られた期間の中での予算編成作業となったところでございます。とりわけ地方交付税に頼らざるを得ない本町にいたしましては、地方交付税改革の動向を注視し、情報収集等を行いまして、平成22年度の予算編成をいたしたところでございますが、最終的には本年7月末の交付税決定時における確定といった状況になるかと思えます。

このような状況の中でも、本町におきましては、国の基本方針を堅持し、歳出の削減に努めることはもちろんのこと、福祉関係経費をはじめとして、法令によ

ります事業の義務的経費、経常的経費の計上、また地域産業の振興、安心・安全まちづくりのための経費、そして将来の財政安定ということから、財政調整基金の積み立て等の増額や、地方債発行の抑制など措置を講じているところでございます。財政措置により真に効果と必要性のある事業を選択していることに留意をしながら予算編成をいたしたところでございます。

基金につきましては、財政調整基金6,500万円を繰り入れることにしておりますが、将来の財政負担に対応することを基本といたしまして、3月末に決定いたします特別交付税をはじめとした年度内に精算決定が見込まれる収入を極力積み増すことによりまして、今後の財政運営の健全化と安定化に努めてまいりたいと考えております。

また、地方債は、現在高の推移を留意しながら、原則として借入額が返済額を上回らないことを基本とし、地方債活用の際は極力、過疎債また辺地債など、地方交付税査定の上で元利償還の70%から80%の歳入され交付される優良債を選定し、借り入れを行うことといたしております。

なお、5%から6%未満で借り入れしている高金利借入の地方債、約1,055万円につきましては、繰上償還を行った場合に、補償金が免除される補償金免除繰上償還を行います。地方債の発行は、元金返済額、6億6,600万円に対して、約4億3,600万円程度に抑制をし、将来の財政負担を軽減することとしております。

このような取り組みを継続してまいりましたことによりまして、地方債残高は平成15年度には65億円ございましたが、平成20年度末には56億6,885万2,000円と決算をし、平成21年度末には53億6,200万円程度に、また平成22年度末には90億9,000万円程度に減少する見込みでありまして、平成15年と比較してみますと、約14億円ほど削減する見込みとなりました。

以上の趣旨と経営につきまして、平成20年度一般会計予算は、前年度予算の投資をしないでゼロから積算すること、事務事業の徹底した点検と見直しを行うこと、制度の適確な把握と制度改革等、十分情報収集と調査に基づき精算することと留意して編成をいたしました。

それでは、予算案の主なものについて、ご説明を申し上げたいと思います。

今回提案しております一般会計補正予算総額は、歳入歳出それぞれに38億2,900万円で、平成21年度の当初予算と比較してみますと、約5.25%の増となっておりますが、ご説明をいたしましたとおり、地方交付税の先行きが不透明

な状況下での緊縮予算となっております。

2ページから3ページ、及び4ページをご覧いただきたいと思います。

主な財源は、金額の多い順にご説明を申し上げますと、10款の地方交付税19億4,000万円、1款の町税4億8,469万6,000円、21款の町債4億3,640万円、15款の県支出金3億3,020万6,000円、14款の国庫支出金2億8,091万円、13款の使用料及び手数料を1億5,033万2,000円、18款の繰入金7,900万円などとなっております。

次に、歳出の概要をご説明を申し上げます。

5ページから9ページをご覧いただきたいと思います。

歳出の款ごとに金額の多い順にご説明を申し上げますと、3款の民生費が9億8,528万9,000円、11款の公債費が7億4,435万7,000円、2款の総務費の5億8,630万5,000円か、7款の土木費が3億9,815万4,000円、9款の教育費が2億9,190万6,000円などとなっておりますのでございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為につきましては、管内中学校のパソコンリース料など、債務負担行為の期間と限度額について、それぞれ設定をいたしております。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第3表の地方債につきましては、今年度に事業実施する各事業の起債限度額を設定をするものでございます。

そして、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。

11ページから12ページの町税全般につきましては、前年度実績見込み等を踏まえての積算となっておりますが、産業全般における長引く経済不況など、影響を考慮すると、大きな増収は見込めない状況であるものの、可能な限り、予算計上いたしました。なお、これからも納税者の理解と信頼の下に、徴収率の向上に努め、自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。

12ページに、第2款の地方譲与税から、14ページまでにかけて、各交付税につきましては、現時点で見込まれております経済情勢等を分析して、最小限確実に歳入が見込まれる金額を計上いたしましたところでございます。

14ページ、第10款の地方交付税につきましては、先にご説明を申し上げますとおり、地方財政計画上の普通交付税の伸び率を考慮して計上いたしておりますが、交付決定時まで未確認要素がまだ多いことから、試算可能な範囲内の

見込額を計上しております。

続いて、15ページをお開きいただきたいと思います。

15ページから18ページまでの、民生費と衛生費の負担金及び使用料と手数料についての説明であります。

19ページから21ページまでの、国庫支出金の説明でございますが、国の三位一体改革によります地方交付税の一般財源化の流れは継続している現実であり、これからも国庫支出金の削減傾向に注視をしていかなければならないと思っております。

22ページから28ページまで、県支出金の説明であります。28ページから29ページにかけての第16款が財産収入についての説明であります。この中で財産売払収入につきましては、現時点の予算計上をいたしておりませんので、説明に廃目と表示しておりますが、これまでの基本方針に基づき、今後の売却可能な土地など、整理売却をしていくよう進めております。

29ページ、18款の繰入金につきましては、増大する行政需要に対応するために、財政調整基金6,500万円の繰入金を計上しております。

特別会計繰入金は、平成21年度において一般会計から介護保険特別会計への繰り出しをしたうち、翌年度精算金として100万円の繰入金を見込んで計上いたしております。

19款の繰越金につきましては、3,000万円を見込んで計上いたしております。

30ページから31ページまでの第20款の諸収入につきましては、それぞれ精査をして計上しております。

次に、32ページをお開きいただきたいと思います。

第21款、町債のうち、引き続き発行される臨時財政対策債の2億8,200万円は、普通交付税の基準財政需要額から振り替えるものであり、地方財政計画を参考として試算をしていますが、前年度決定額に対しましても、約36%の増で計上しておりますが、地方交付税と同じく7月末に確定いたしますので、補正予算で改めて調整をさせていただきたいと思っております。

なお、臨時財政対策債につきましては、今年度に普通交付税算定に用いる数値に必要な元利金が100%算入されることになっております。

その他町債充当の主な事業といたしまして、平成22年度は町道整備事業とロードバンド施設整備事業を実施いたします。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

33ページをお開きいただきたいと思います。

第1款の議会費につきましては、議会活動に伴います経常的な経費や特別委員会等の活動経費を計上いたしております。

34ページから総務費につきましては、人件費の義務的経費、庁舎、各施設等の維持管理費が主なものでございます。その中で42ページの企画費につきましては、住民の方々の重要な移動手段であります町民バス運行のための地方バス運行対策補助金2,417万1,000円を計上し、併せまして本年度も新エネルギービジョンの計画並びに環境保全と有効な資源活用を目的といたしまして、住宅用太陽光発電システム設置に対しても補助金を計上しております。

また、草部、野尻地区のADSLの回線整備のために、ブロードバンド施設整備費補助金1,560万円を計上いたしております。

51ページをお願いいたします。

51ページの第3目の参議院議員通常選挙費につきましては、平成22年度に実施される選挙に必要な予算を計上いたしました。

また、52ページには、熊本県議会議員一般選挙費を計上しております。

55ページに、国土調査費は平成22年度事業費として、大字中地区の一部であります5.77平方キロメートルの調査に関わる費用を計上いたしました。なお、平成21年度の事業終了時点で、進捗率は全体の71.7%になり、本事業を開始して約7割を完了したこととなります。調査事業の早期完了を図るために、平成22年度も3班の体制で事業を実施いたしたいと思っております。

56ページから民生費について、ご説明を申し上げます。

第1目、社会福祉総務費では、民生児童の活動強化、ボランティアの育成と組織の強化を図ってまいりたいと存じています。また、一人暮らし等の高齢者の安全確保のための安否確認、災害時におきます要援護者の避難支援体制の確立を図るため、災害時等要援護者支援台帳管理システムの導入を行うことといたしております。

57ページに、障害福祉費では、自立支援制度関係経費の身体障がい者の日常生活支援等の経費を計上し、障がい者の方々の福祉をより一層向上を図るようにしてまいりたいと思っております。

60ページをお願いします。

第4目の老人福祉費関係におきましては、介護保険制度と一体となった認知症

一人暮らし高齢者世帯への対応など、ますます進む高齢化社会のために介護予防事業の取り組みや老人クラブ活動の助成など、高齢者の福祉増進に努めることといたしております。

61ページから介護保険、老人保健、後期高齢者事業費、国民健康保険、各特別会計に対しまして、主に町費負担等を繰り出すことを行うための予算を計上いたしております。

63ページをお開きいただきたいと思います。

第9目の同和対策費では、人権問題全般への取り組みを、なお一層の強化を図るとともに、行政、企業、各種委員会等を中心とした人権意識の高揚を図るために、人権啓発のためのイベント、人権啓発フェスティバルを開催し、全町民を対象とした事業を実施いたしたいと思っております。

続きまして、64ページから67ページまで、児童福祉費においては、引き続き学童保育事業を実施するなど、保護者のニーズにおける保育をなお一層充実を図ります。

また、ひとり親家庭福祉費として、引き続き医療費の助成を行ってまいります。

68ページから衛生費には、特に各種健診を一元化した複合健診の推進によります受診率に、より一層の向上を図り、健診結果から生活習慣病対象者に対しまして、早期介入と対応のための検査や特別健康教室等を実施し、その予防や進行を防止するための経費等を計上しております。

69ページ、19節の負担金補助及び交付金につきましては、阿蘇広域事務組合負担金等につきまして、RDFの施設運営費、衛生処理施設費、リサイクル施設運営費などを計上しております。

続きまして、69ページからは、予防費は各種予防接種ワクチン関連経費を計上し、乳児から高齢者までの幅広い対象で感染を予防するとともに、各種健診を実施し、早期発見に努めてまいります。

71ページからは、環境衛生費につきましては、し尿処理及び生活排水について、基本計画に基づきまして、合併浄化槽の普及に努めることといたしております。

同じく72ページから、母子保健費につきましては、安心して子育てができる環境を整備するために、各種健診等の経費並びに医療費助成に要する経費を計上いたしております。

73ページから農林水産業費についてご説明を申し上げます。

特に、74ページの第2目、農業振興費では、引き続き中山間地域直接支払事業や農地・水・環境保全事業に積極的に取り組み、農地の荒廃を防ぎ、農業環境の整備や保全に努める予算を計上いたしました。

また、農業後継者の減少や、農業従事者の高齢化、耕作放棄等の増加に伴いまして、地域資源の適切な管理に支障を来すことが懸念されますので、多面的機能をもつ地域資源を生かした農業振興策の策定によりまして、活力ある農業農村づくりに取り組むとともに、本町の特産品でございます肥後むらさきのブランド化についても、引き続き推進をし、農業所得の向上を目指すことといたしました。

74ページの第3目、畜産事業費につきましては、優良品種の保留と流通の安定化を図り、畜産の振興を図ります。また、牧野の保全と維持管理のために火入れ助成を推進するための予算を計上いたしました。

78ページをお開きいただきたいと思います。

第2項、林業費については、林道整備や森林整備地域活動支援事業、森を育てる間伐利用促進事業等を活用し、阿蘇森林組合と連携を図り、間伐事業を推進いたします。また、有害鳥獣の農作物被害や、人間に対する危険防止のために有害鳥獣駆除隊と連携をし、防護柵などの購入の補助金等効果的に対処できるような関連経費を計上いたしました。

80ページをお願いいたします。

商工費につきましては、まず観光費につきまして、本町の集客数の増加、また住民の憩いの場として充実をするために、公園や施設の維持管理や整備を進めてまいります。

82ページの湧水館管理費につきましては、湧水公園の整備及びウォーターパール交換に必要な経費を計上いたしております。

次に、84ページの温泉館管理費は、設備の老朽化等により、機器類等の交換時期となっているため必要な経費を計上いたしました。

その他観光イベントにつきましては、4月の高森峠千本桜まつりから、7月の七夕まつり、12月のクリスマスファンタジー並びに来春の新酒とふるさとの味まつり等のイベントを展開をし、なお一層の集客に努力を行い、町内の経済波及効果と自主財源の確保に努め、観光客や町民の共同参加型のイベントを展開してまいりたいと思います。

次に、85ページ、土木費の説明を申し上げます。道路は、住民生活上で必要不可欠なものでございます。産業経済の発展はもとよりのこと、教育・文化の交

流の源でございます。社会活動を営む上で最も根幹をなす社会資本であります。このようなことから、幹線道路であります社倉水迫線、色見環状線等の整備を進め、また道路整備交付金事業によりまして、根子岳観光線、大戸の口本河原線等の整備を行い、県道改良に伴う負担金も計上いたしてございます。

町道の維持管理につきましては、各地域からの要望をもとに、側溝布設や視距改良、オーバーレイなどを施工する道路環境改善及びガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の整備を進めてまいりたいと思います。

また、利用者の道路環境向上に関する意識の啓発と愛護の一環として、町道草刈りの助成を引き続き実施するための予算を計上しております。

89ページの第4項の住宅費は、居住水準と住居機能の向上を図り、安心・安全な住宅施策を推進するため、維持管理に必要な費用と住宅の景観向上事業等の住環境整備に要する経費を計上しております。

続きまして、90ページからは消防費についてご説明を申し上げます。消防費につきましては、住民の生命、身体、財産を、火災や災害から守るために、消防機材器具の整備、団員の教育訓練等に必要な経費を計上いたしました。常備消防費につきましては、阿蘇広域事務組合消防費の負担金を計上し、非常備消防費につきましては、常備消防とともに、地域防災の要として活躍しておりますが、今後とも、さらに自治消防の重要性に対する認識が図られるよう、団員意識の高揚と技術向上のための消防学校への教育訓練等参加経費を計上しております。

93ページからは教育費でございます。教育総務費は、教育上、特別の支援を必要とする児童に対して特別支援教育支援員の増員を行うとともに、補助事業によります40人学級担任の補助講師及び教育指導員の配置並びに複式学級解消のための町費教員追加配置等に必要な予算を計上いたしました。

また、登下校のスクールバス委託料、児童生徒に対する心の教室相談員を配置して、今後を見据え就学前に対してもカウンセリング等を実施する体制づくりを構築してまいりたいと思います。

96ページからは、町内の小学校、中学校管理のための経費を計上いたしております。

続きまして、107ページをお開きいただきたいと思います。

第6項の社会教育費は、学校、地域、社会教育の連帯と融合性の観点から、生涯学習支援システムを充実させ、芸術・文化の振興、心のふれあいを育む青少年の健全育成や、高齢者等の健康増進とスポーツの振興を図るために経費を計上い

たしました。

109ページ、第7目、地域改善対策事業費につきましては、人権同和教育については、お互いの人権を尊重し合い、差別のない社会の実現を目指すとともに、高森町人権同和推進協議会各部会の連携強化により、推進体制の確立と研修の充実や、地域社会での啓発活動を推進するための予算を計上いたしております。

また、109ページからの第8目、社会教育施設費の施設管理のための予算を計上しておりますが、社会教育関係団体一丸となって、地域における施設等の効果的な活用が図られるように施策を展開してまいりたいと思います。

次に、111ページをお開きいただきたいと思います。

第7項の保健体育総務費では、町民のスポーツ振興のため、体育指導委員相互の協力体制を充実させ、資質の向上を図るとともに、総合型スポーツクラブの設立に向けた取り組みを推進するなど、地域住民スポーツ振興に貢献する事業を実施するための予算を計上しております。

続きまして、114ページをお開きいただきたいと思います。

第10款、公共土木施設並びに農林水産業施設災害復旧費につきましては、災害時を想定した賃金、機械借上料等の最小限の予算を計上いたしました。

次に、115ページをお開きいただきたいと思います。

11款の公債費でございますが、今年度の当初予算における公債費の占める割合は19.44%となり、昨年度の当初予算の公債費比率21.97%と比較すると、2.53ポイント減となります。公債費につきましては、平成20年度から平成22年度までが償還のピークとなっており、厳しい状況にございますが、今後ともその動向に注意を払いながら、財政状況を見極め、財政の健全運営に努めてまいりたいと思います。

続きまして、116ページをお開きいただきたいと思います。

第1項の基金等につきましては、基金費全般につきましては、今後も極力積み立てを行うことといたしておりますが、当初予算については、財政調整基金を除きまして、現時点の見込まれる基金利子等相当分を計上しております。

最後に、予備費につきましては、平成21年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

以上、予算説明の最後といたしまして、繰り返しになりますが、長引く景気低迷によります産業と雇用の不振、それに伴います町税の減収、また地方交付税の先行き不透明な状況下での緊縮予算となっております。このようなことか

ら、今後も事務事業のさらなる節約等に努め、効果的で持続可能な事務事業を推進することとし、住民の皆様方にわかりやすい財政運営を目指す所存でございます。

これまでも職員上げて行財政改革に取り組んでまいりましたが、改革に終わりはありません。私たちの孫、子、そして町財政の将来に負担をかけないためにも、今後も引き続き行財政改革に取り組み、足腰の強い行財政運営に努めてまいりたいと存じますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

以上、平成22年度予算案の概要についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、何卒ご賛同賜りますよう、よろしくをお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

失礼いたしました。地方債の概要について、私がお説明を申し上げましたが、平成22年度に最終的に20年度が50億9,000万円とお説明を申し上げなければならぬところを、90億9,000万円と説明いたしました。大変失礼いたしました。50億9,000万円でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。

総務課長、よろしいですか。総務課長に質問いたします。

これは、去年も質問したと思えますけれども、40ページ、顧問弁護士委託料63万円予算が計上してありますけれども、今年度もしくは前年で、どれだけ顧問弁護士をご利用になったか。言葉は悪いんですけども、63万円がつご利用になったのかどうか、ちょっとそのへんのところをお尋ねしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長。

○総務課長（色見隆夫君） 弁護士につきましては、今現在ですね、12、3件程度、毎年、弁護士の方にはちょっとしたことでご相談申し上げます。これは年間契約ということもございますので、そういう状況の中ですね、今後の委託料等については検討していかざるを得ない状況かというふうには考えておりますが、一応金額につきましては、弁護士協会等とのですね、金額の設定等もあるかと思っておりますので、その分も含めて、今後十分検討していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 再度、総務課長にお尋ねいたします。その次のページの41ペ

ージですね、これ去年議会に提案がなされて可決されたわけですがけれども、企画費の中の町民相談審議員報酬というのがありますけれども、8,500円の242日、205万7,000円。これいろいろ広報等が出されたと思うんですけど、いまいちどう仕事をなされているのか毎日。果たして1年ぐらいおかれて活動されたわけなんですけれども、どういう活動をされているのか、今後も引き続き必要なのか、そのようなところを総務課長にお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 私の方が現在掴んでいる状況がですね、1月末日での状況でありますので、その状況で説明させていただきたいと思います。

相談件数16件っております。相談の内容としましては、ドメスティックバイオレンス1件、訪問販売等の相談2件、家出を含む家庭内問題11件、それから多重債務問題等2件、多重債務のうちですね、ヤミ金融分については、継続して指導・助言を今行っているらしいです。他の相談については、解決しているというような状況でございます。

また、相談内容と、ほかにもですね、研修会等への参加をお願いしております、先ほど申し上げました多重債務、訪問販売等の相談に備えてですね、熊本県が実施します市町村消費生活支援事業等の研修会にも延べ時間として42時間にわたり受講をされております。

それから、いろいろな込み入った内容ということもありまして、熊本県の弁護士協会、それから司法書士会等が主催します相談会とかにもですね、積極的に参加いただいております。

それから、地域活動につきましては、高齢者を対象としましてですね、各部落22か所、延べ人員にしまして284名に対し、振り込め詐欺、それから訪問販売等の実例を挙げ、これらの被害防止の指導、それから児童生徒を対象とした小中学校4校を訪問されてですね、子どもを対象とする犯罪や、交通事故に遭わないような指導を行うとともにですね、登下校時の見守り、交通指導などに携わっていただいております。

状況的にはですね、今、各地区からもいろいろお世話になっているということですね、私の方にも機会あるごとに、住民の方からのお話はいただいておりますが現状でございます。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。

今、総務課長から、縷々ご説明がありましたけれども、その説明を聞いてですね、ああこういう仕事をされているんだということがわかりましたので、あと、また総務委員会等で詳細にいろいろ議論したいと思えますけれども、もう少し担当の方ですね、そういう啓蒙活動といいますか、こういう仕事をなされているという、町民に対して、そういう告示も必要じゃないかということで思えます。それと、どういう仕事をされているか、まったくわからないということで、今のような情報があれば、もっともっと必要ということも、もっと町民の方にアピールする場といいますか、そういうのが必要じゃないかなと思えて、あとはまた総務委員会でいろいろ質問させていただきます。

それと、最後に、44ページに、草部・野尻出張所費、それぞれありますけれども、この非常勤職員の報酬7,500円の242日、各2か所ありますけれども、非常勤職員ということで、これは法律的には何ら異常はないのでしょうか。総務課長、再度、お尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 今の問題につきまして、前の相談員のことで、若干付け加えさせていただきたいと思えます。本来ですね、相談員におかれましては、一応、防犯パトロールということで、車の方も一応準備して、そのあたりで啓発に努めたいというふうに考えておりましたが、なかなか車の方も間に合っておりません関係上ですね、そのあたりのPRが若干少なかったかなということも考えております。

それから、野尻出張所、草部出張所の職員の取扱いについてはですね、どうしてもやっぱりある程度の継続的な雇用がありますので、その部分を考慮しまして、今回ですね、非常勤職員の取扱いということでの取り扱いに変更したものでございます。このやり方でいった方が一番いいんじゃないかなということでの結論で、非常勤の方ということで予算計上しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） また、先ほど申し上げましたように、この件についても、また総務委員会でいろいろ話したいと思えますけれども、最後に、これは総務委員会でも言えますけれどもですね、例えばいろいろやり方があると思うんですよ。非常勤職員を、勤務時間が今度、1日8時間が7時間45分になるということも提案なされていますけれども、それが通ればですね、1日7時間45分の勤務にな

ろうかと思えますけれども、やり方の一つとしてですね、例えば役場の職員の方が、朝、朝礼が終わってから、それぞれ出向いていただいて、7時間45分、各出張所に貼り付けなければならない状況じゃないと思うんですよね。常時、7時間45分、常時、来庁者がいらっしゃるわけじゃありませんので、だから、やり方の問題としてですね、今申しあげましたように、役場の職員の方が朝、朝礼を終わって、各2か所に行っていて、またその時間を早めに切り上げて、こちらの方に戻って来られる、やり方はいろいろあると思うんですけれども、そこでお金の問題等も絡みます。まあいろんな問題も絡みますので、もう何度も申しあげているように、またこの件については詳細に総務委員会等で議論したいと思えますので、そのときはよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかに質問ございませんか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） 1番、立山です。

建設課長にお尋ねいたします。

この22年度の概要書の中に出てきます建設課関係でですね、根子岳観光線、これが入っていると思えますけれども、現在までの根子岳観光線の進捗状況はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） ご質問のですね、根子岳観光線につきましては、用地交渉がですね、現在1件残っております。20年度繰越分の事業としてですね、今、2社に発注いたしまして、その床掘等をですね、やっている状況であります。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

現在、町において、バスの運行、それからスクールバスの運行がなされておりますが、ご存じのようにですね、野尻、草部方面のあまり利用が大変悪くなっておりますが、町内関係におきましては、私も常々見ておりますが、乗車率とか、いろいろな件についてはどういうふうな乗車率になっているか。それから、今後ですね、恐らくこのバスの運行もですね、私はタクシーか何かでいろいろ検討もされるならという、疑問をもっているわけでございますが、そういう点について、何かありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） すみません。乗車率等についてはですね、ちょっと手元の方に資料がございませんが、私の方に利用状況等で、利用者の方からのお話はたまに上がってきております。やっぱり、今、2番議員がおっしゃいますとおり、ある程度の路線あたりの見直しとかというようなことですね、利用者の方からはあっておりますが、これにつきましては、県の地方バスの助成等補助金ですか、そのあたり等ですね、考えながら、今後十分検討していく必要があろうかと思っておりますので、一応このくらいでご理解いただければと思います。

詳細につきましてはですね、委員会のごとき、必要に応じては2番議員の方にも、委員会の内容でご説明申し上げれば幸いかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 何で私がこの質問をしたかというんですね、ご存じのように、高齢者になりますとですね、バスの乗り降りも不自由を来すところがあるわけですね。それについて、このバスの運行を常時ずっとしていくという関係ならですね、今、市内へんで流行っている低床の電車ですね、ああいうようなバスを将来取り入れなんというふうな感じを受けておりますが、そういうような町としては財政面もですね、ありませんので、そういうバスを今後もそういうような方向で、財政がきつという中で、そういう運行ができていくのかということが、私は問題じゃなかったらと思うので、今後はですね、先ほど言いましたように、タクシーの代替なんかも検討の中に入れてもいいんじゃないかと思っておりますので、その点についてもちょっと総務課長から少し。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） お知らせとですね、今後、先ほども申し上げましたとおり、十分内容を踏まえながらですね、検討していく必要が出てきているんじゃないかなというとは十分感じておりますので、今後、各議員の皆さんにもお世話になりながらですね、この分については十分進めてまいりたいというふうに考えます。

また、これについても、また委員会の中でですね、そのあたりも含めて回答できればというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

ちょっと2番議員さんと関連質問ですが、これは老人の方々から、バス運行にいろいろ要望があるんですが、収入の方の中で、入湯税あたりもだんだん減って

きておるし、そこらでですね、野尻・草部から下ってくるバスが、ここで止まって、風呂に入りたい人が大分おるばってんが、往復また料金を出さないと、風呂代よりも高くなると。そういう要望が非常に強うございます。なかなか町も財政上、厳しいところはあろうというふうに、私も説明はしておりますけれども、老人の方々がいきいきと健康で暮らす、そして保健予算あたりを見てみますと、非常にほとんど医療費あたりも減額されております。これはもう健康な証拠だろうというふうに思っておりますけれども、こういうことが続くようにですね、できればこれから温泉に行く楽しみにしておられる人たちが、できれば温泉の送り迎え、そういうのができんかというような話が来ておりますので、まあこれから委員会で十分検討されてですね、できればそういうふうにして、やっぱり今、地域医療関係もいろいろ練られておりますけれども、やっぱり年寄りの人たちがいきいきと、毎日が楽しく暮らせる、そのための方策としてですね、考える必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、この件について、もし考えがありましたらですね、総務課長、よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 先ほども申し上げましたとおり、この分についてはですね、最近、今おっしゃいますような話を確認しております。これについてはですね、今後十分ですね、やっぱり議員各位の皆さん方に、やはりお話もお伺いしながら、十分検討していく余地はあろうかと思っておりますので、そのときにはご協力方、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 森田です。

先ほど、ちょっと話をせんだったばってん、ちょっと建設課長にですね、土木関係についてちょっとお聞きしたいと思っております。

水道管の布設もある程度、野尻、草部方面は、もう大体終了したと思っておりますが、私も現場を見に行ってですね、布設の深さをですね、ちょっと確認したところ、恐らく120ちょっとあったような感じを受けておりますが、県道は恐らく60センチくらいで布設しとると思っておりますが、何で町道について、120のを接続していったのかと、私は疑問に思ったわけでございます。それがですね、1日に軽が1回か2回しか通らんと、そういう現場だったと私は思っておりますが、そういうところに120センチもですね、穴を掘って、布設して、もしも将来、これはもう何十年後かちょっとわかりませんが、布設をしたところが

管がもしも破けたりしたときですね、120もあって、その方が建設課長も恐らく行政は退職されて、恐らくおられると思いますけど、そのとき、後を請けた人がですね、120センチもあつたら、そういう工事をしてという、これは将来問題にこれは、私はなっていくのかと思っておりますが、どういう経緯でこの町道と県道の布設の嵩がそんなふうに違うのか、ちょっとご説明願います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 今の質問に対してお答えします。

県道も町道も簡易舗装の場合はですね、1メートル20センチを布設するという基準がありました。そのいろいろ制限もですね、新しくなって、強度も強くなりましたので、21年度からですね、基本的には簡易で60センチということで決めて、あとは道路管理者の指示に従ってそれを決定するというので、通行量とかですね、全体的な状況を見てですね、深さについては道路管理者が指導していくようにしております。

以上です。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 今、建設課長の答弁がありました。それでは今までも1メートル20センチという深さですね、県の方で指示があったのか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 道路で、簡易舗装基準の中で、水道法にもですね、1メートル20センチでいきなさいという条項がありましたので、それを平成20年度までは適用しておりました。

以上です。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 適用という話がございますが、私はですね、何でこんな質問をしたかというのは、もうご存じのように、これが60センチ深いということですね、例えば100万円の工事だったら、50メートルしかいかんわけですね。普通、1メートル20センチと60センチというのは。だからですね、今後はやっぱりそういう方面をですね、もう少し考慮して、少しでも長くですね、60センチで対応ができるというような形であれば、そういうふうな工事を今後やっぱり進めてもらわんと、後々ですね、これは先ほども言いましたように、もしも破壊して、そこが漏れたと。大きな工事もまたせにゃんような感じを受けるわけで

ございます。今後ですね、やっぱりこの水道管の布設工事についてはですね、これは全般についてでございますが、やはり財政はきついきつと言いながらですね、そういう無駄な工事をしているのであれば、私はもう常々見受けるところばかりでございますので、そういう点についてはですね、今後も注意深く私も委員会の中で思いますので、議論をしていきたいと思っていますので、よろしく願いしておきます。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） はい。21年度からはですね、60センチ以上で施工しております。特殊な場合はですね、横断とかの場合は80センチとか1メートル20センチとかですね、管を利用することがありますけど、基本的には現在は60センチ以上ということですね、指導して、町の設計の方もそのようにやって施工しております。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 8番、相馬です。

歳入の方で17ページですね、これは以前ちょっとお聞きしたことがあったというような記憶がありますけれども、湧水トンネルの公園の入園料ですね、年々ずっと下がってきておりますけれども、一番上がった時期は7,000万円ぐらいあったような気がしますけれども、本年度予算でも昨年度よりか、また下がっているということで、トンネル周辺は非常にきれいになりましたし、立派になりつつありますけれども、課長、単刀直入になぜ下がりつつあるのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 観光統計上見てみますと、全体的に観光地が下がっていると。一つ予測されるのは、不景気の影響かなとは思っております。その中で湧水トンネルにつきましてはですけども、主に高森町で特に多いですね、7月、8月に下がっていると。両方合わせて、約1万5,000人ぐらい減っていると。この時期、今年はそんなに夏場が、天気がそんなに悪いということはなかったんですけども、やっぱり見てみますと、そういう不景気の影響かなと。そうすると、固定施設につきましては、どうしても2回、3回と、七夕まつり等でイベントをやっていますので、3回、4回来ましたよとおっしゃる方もいますんですけども、1回で終わる方も多いということで、これについては新しくお客さんを

開発せなん部分もあります。その影響もありまして、逆にですね、1月とかは倍の率で伸びています。これにつきましてはどういうことかといいますと、観光関係の方がですね、1月は倍に伸びたといっても、もともとが2,000人ぐらいなんですけれども、それが4,400人ぐらいまで伸びているということで、現在、韓国の方もかなり来ていただいているということで、韓国の業者さん、こちらの業者さんとか紹介して下さった方にパンフレットを送ったりしながらですね、そういう新しい方面へ向かっての新たな取り組みをしていかなんかなと思っています。実際、韓国の観光客の方が湧水トンネルのツアーとして組んでいただいておりますので、そういう方面もですね、今後やっていかなんかなと思っています。以上でございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 課長が言われたように、固定施設ですからですね、人間が作った公園ということで、同じような公園、白水水源がありますけれども、あそこはもう自然公園みたいなのということで、非常に人気もございますし、数字的には掴んでおりませんが、外から見た感じでは、あそこは減っていないような気がします。

それと、韓国から、今非常に1月ですかね、今にかけて多くなっているということでございます。良いことだと思っています。韓国のバスが止まっておりますのをよく見受けます。そういうことで、観光あたりがですね、外国向けについてのお客さんが増えるということは良いことだと思っていますけれども、何分、固定的な公園でございますので、これをどうやって、まだまだ増やしていくかということでございますけれども、一つ考えられますのがですね、どうももともと100円だったのが300円になったということで、300円の出して何回見るかというふうなことも言われるような、声も聞きます。ですから、それがもともと、また100円に戻して、もとの客に戻るかという、微妙なところでございますけれども、課長さん、白水水源は減っていますか。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） すみません。白水水源については、ちょっとデータを持ってないんですけれども、南阿蘇村の観光の担当の方と話す、基本的にはやっぱり全体的に徐々に下がっているということで、大体全体的に阿蘇に入込み客がですね、大体、前年比90%ということで、全体的にはどうしても下がってきていると。特に宿泊客についてはですね、さらに下がってきているということで、

日帰り客と。

それともう一つ、観光施設のですね、食堂さんとかいろんなところですけども、お客さんはある程度来ています、下がったといっても。ただ、そういう食堂関係についてはですね、観光客は90%と減っていますけれども、売上についてはまだ下がっていると。一部の観光施設については、逆に上がったというところもございますけれども、全体的には下がっていると。ただし、秋にありましたシルバーウィークですかね、あの5日間についてはですね、観光業者様全体、全部じゃないですけども、全般的にかなりのその5日間については勢いがあつたと、増えたと。ただし、逆にその前後については、今までだったら、こういうただら状態がぐんと下がってきたということで、シルバーウィークについては、もう観光客に非常に良かったということです。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 8番 相馬俊行君。

○8番（相馬俊行君） 我が高森町に一番のドル箱が年々下がっていると、非常に残念でございますけれども、もうちょっとですね、観光課の方で工夫というんですかね、公園内の、外側はきれいになりました。確かにいいんですけども、公園の中ですね、今度、危機管理的なことも整備されますので、その面でもうちょっとですね、アイデアを募って、どうしたら増えるかということをごさね、確かに南阿蘇全体が減ったと、減りつつあるということでございますけれども、それはそれとして、やはり高森町で一番期待する公園でございますので、課の方で何とかアイデアを募って、もう少し、もうちょっと、あまりに減る幅がひどいので、もうちょっと考えてもらいたいと思っております。建設経済の委員の皆さん方も、よろしくご審議をお願いをしておきます。

終わります。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第22 議案第23号 平成22年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第22、議案第23号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第23号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

健康保険は制度の見直しが予定されておりますが、当初予算は現行制度で編成いたしました。

対前年度比2,073万7,000円減の10億7,885万3,000円としました。

8ページからの歳入について、概要を説明いたします。

第1款、第1項の国民健康保険税は、一般被保険者、退職被保険者の合計1億9,851万6,000円計上しておりますが、現在、税の申告期間中であり、住民税の税額が確定後に健康保険税の本算定を行います。

税のほか、第4款、国庫支出金、第5款、療養給付費等交付金、第6款、前期高齢者交付金、第7款、県支出金、第8款、共同事業交付金、第10款、繰入金等は、歳出予算の保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金等に対応するものです。

第11款、繰越金は、1,500万2,000円を見込んでおります。

次に、14ページからの歳出を説明いたします。

第1款、総務費は、保険事務、国保連合会の負担金、国保運営協議会等の経費を計上いたしました。

第2款、保険給付費、第1項、療養諸費は、被保険者の診療報酬及び柔道整復師、補装具等の経費6億1,877万4,000円、第2項、高額療養費7,405万円、第4項、出産育児諸費は、出産育児一時金15名分と、事務手数料630万5,000円、第3款、後期高齢者支援金など1億2,426万2,000円、第4款、老人保健拠出金は過年度分302万3,000円、第5款、介護納付金5,550万7,000円、第6款、共同事業拠出金1億6,253万5,000円計上いたしました。

第7款、保険事業費の第1項は、平成20年度に導入いたしました特定健診の経費を計上しております。

第1款、予備費で歳入歳出を調整いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第24号 平成22年度高森町老人保健特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第23、議案第24号、平成22年度高森町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第24号、平成22年度高森町老人保健特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成20年度の後期高齢者医療制度発足に伴い、老人保健制度は平成19年度で終了し、22年度まで整理期間となっております。平成22年度では、最終の医療給付費支払いのための見込額117万5,000円を予算計上いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

たします。

- 議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第25号 平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 日程第24、議案第25号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

- 住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第25号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、県の広域連合において、平成22年度保険料率の改定が行われ、1人当たりの平均保険料を前年度比2.95%、金額にして1,488円増の5万1,931円としました。

高齢者の増加による医療費の伸びなどの要因で、保険料が若干上昇することになりますが、この保険料上昇を抑制するため、21年度の余剰金と積立金を充当する措置がとられました。

平成22年度予算は、前年度当初と比較すると、769万8,000円増の9,472万円で編成いたしました。

概要説明を申し上げます。

6、7ページの歳入です。

第1款、後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収、合わせて5,725万7,000円、第3款、繰入金は、一般会計からの事務費繰入金141万1,000円、保険基盤安定繰入金として、県と町からの繰入金3,302万7,000円。第5款、諸収入、第4項の受託事業収入は、広域連合からの健康審査業務受託料

297万5,000円を計上いたしました。

次に、8ページからの歳出です。

第2款、後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で説明申し上げました保険料と保険基盤安定繰入金の合計9,018万4,000円、第3款、保険事業費は、健康審査業務に関する経費322万5,000円を計上いたしました。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番、後藤です。

住民福祉課長にお尋ねいたします。

一昨年、この町において、介護保険の不適正というようなことで指摘がございました。議会でも報告がございましたが、それも南阿蘇村との進行状況、これをです、見極めながら今後対応をとるというようなことでございました。

〔「介護保険」と呼ぶ者あり〕

○6番（後藤和昭君） すみません。失礼いたしました。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。5番、甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

どうせ委員会でいろいろ付託されれば審議いたしますけれども、これはもうほとんど負担は年金から天引きということになっておると思いますが、何か滞納繰越分がちょっと10万円ほどありますが、これはどういう関係なのかお聞きをいたします。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 滞納繰越が発生する要因としては、普通徴収の方がいらっしゃると思いますので、この制度になってすぐは、しばらく普通徴収ということで、納付をしていただいております。その方の分が若干滞納として上がってきます。

○議長（三森義高君） 5番、甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） わかりました。なるべくですね、年寄りの滞納というのは、やっぱり滞納が重なると、なかなか徴収も難しくなるんじゃないかというふうに思っておりますので、こういうことが重ならんごつですね、お願いをしておきます。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第25 議案第26号 平成22年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第25、議案第26号、平成22年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 議案第26号、平成22年度高森町介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

平成22年度は、21年度当初予算と比較して3,268万7,000円増の6億3,859万5,000円で編成いたしました。

6ページの第2表は、平成27年度までの地域包括支援センターシステムリース料の債務負担行為を定めました。

7ページの第3表、地方債は、支払資金が不足する場合を考慮し設定をいたしました。

10ページからの歳入の概要を説明申し上げます。

第1款、保険料は、65歳以上の方に負担していただく保険料1億79万1,000円、第3款、国庫支出金、第1項は保険給付に充当する介護給付費負担金1億719万5,000円、第2項は調整交付金及び地域支援事業交付金3,693万6,000円、第4款、支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの第2号被保険者保険料分1億9,063万6,000円、第5款、県支出金、第1項は介護保険給付金9,266万7,000円、第6款、繰入金は、一般会計からの繰入金8,755万1,000円を計上いたしました。

第7款、繰越金は、1,551万円を見込んでおります。

次に、14ページからの歳出について説明いたします。

第1款、総務費は、介護保険事務賦課徴収、介護認定審査会の経費を計上、第2款、保険給付費は、第1項、第1目で介護サービス給付に要する経費5億4,4

07万5,000円、第2項で介護予防サービス給付に要する経費3,375万2,000円、第4項で高額介護サービス給付に要する経費1,331万8,000円、第6項、特定入所者介護サービスに要する経費2,300万7,000円、第5款、地域支援事業費は、第1項で介護予防事業の経費651万3,000円、第2項で包括支援センター運営経費592万8,000円を計上いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番、後藤です。先ほどは大変失礼いたしました。

住民福祉課長にお尋ねいたします。

一昨年、本会議でもいろいろ質疑もなされ、議論もなされまして、不適正というようなことで、町の方で事件が発生したわけですが、その後、課長の答弁の中に、今後は南阿蘇の進行状況を見ながら解決策を見るというようなことでございましたが、何ら報告がなされていません。その後、現在に至るまでの状況、またどういう方向に進んでいるのかをよろしく願います。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） その後、南阿蘇村で不適切な支給の金額が確定したとの話を聞きましたので、文書を出して情報をいただきたいということで、文書を出しておりますが、まだ回答いただいておりません。現状はそのようなことです。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 南阿蘇村でもそういうことが認められたというようなことでございますが、こっちから文書を提出したのはいつでございますか。

○議長（三森義高君） 住民福祉課長 後藤秀希君。

○住民福祉課長（後藤秀希君） 正確な記憶ではありませんが、昨年10月頃だったと思います。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 重要なことはですね、記録しとかんと、自分の頭の中で、だっただと思いますというようなことは、本当じゃないと思います。

それから、町の顧問弁護士の質疑が先ほどありましたが、せっかく金出して雇っとるからですね、こういうやつを有効活用しなければいけません、議案ごとにそれはもちろん持ち出しもありますが、しかしながら、そういうやつがまかり

通る世の中であってはならんというふうに、私は認識します。南阿蘇の状況、情報、これは一緒になってやるというような答弁をいただいとるからには、一緒になって進めていかなければならないと思います。そういうことをですね、今後消えたらいかんわけです。だけん、結末がもう終わりですとか何とかいう言葉が出ればいいんですけど、継続してそれを続けるというような答弁をいただいとるからには、当然これはやっていかなければならないと思います。よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第27号 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第26、議案第27号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第27号で提案いたしました平成22年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,212万8,000円とするものです。

4ページをお願いします。

第2表、地方債は、事業を予定しております大切畑地区飲料水確保事業に伴う簡易水道事業施設事業費債であり、限度額を2,360万円とするものです。

歳入についてご説明申し上げます。

7ページをお願いします。

第1款、使用料及び手数料は9,736万円を計上しております。前年度より379万4,000円の増額となっております。

滞納繰越分につきましては、滞納額の21%、147万円を計上しております。

第2款、国庫支出金は、先ほど申し上げました大切畑地区飲料水確保事業に伴

う国庫補助金1,937万2,000円を計上、第3款、繰入金は、基金利子取崩分350万円と、起債償還の一般会計からの繰入金3,164万7,000円を計上、第4款、財産収入については、利子及び配当金を374万6,000円を計上しております。

第5款、繰越金は、前年度繰越金1,000万円を計上、第6款、諸収入は、町道2路線の改良工事に伴う水道本管布設替受託工事費200万円を計上、第7款、地方債は、大切畑地区飲料水確保事業の過疎対策事業債、簡易水道事業債をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

9ページをお願いします。

第1款、水道費では、経常的な経費のほかに、10ページをお願いします、節の委託料に平成24年度から上水道施設として管理するため、水道会計統合計画書作成のため、固定資産調査委託料、色見、草部、野尻地区の520万円を計上、工事費は大切畑地区水道本管布設替工事ほか6件、5,564万6,000円を計上いたしました。

第2款、公債費では、これまでの起債事業に係る償還金6,329万4,000円を計上しております。

予備費については、100万9,000円を計上しております。

以上、提案説明をいたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 6番、後藤です。

この特別会計、簡易水道の問題ですが、いろんな事業をする中で料金体制がこのままの状態が続けられるのかどうか、なかなかその場にあたってからの提案しか出てこないようなわけですが、今の現状の段階で、滞納はもちろん許し難い行為ですけど、そういうやつを含んでですね、今後の水道料の体制ですね、料金体制、果たしてこのままで大丈夫だろうかというような感じをもっとるわけです。なぜならば、もうやっぱり耐用年数も過ぎとる布設替えのところが数か所上がってきとるわけですが、そういうことを含めまして、特別会計の中でどういう感じをもっておられるか、課長、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 水道使用料につきましては、現在、3段階ですかね、分けて、料金徴収しておりますが、水道ビジョンにもうたわれていますようにですね、上水道が24年度から計画しておりますので、やはり料金体制を見直さない限りにはですね、特別会計としてはやっていけない状況でありますので、段階を見ながらですね、やはり料金の統一と基本料の値上げとか、補償をしてある無料のところですかね、そういうところも全体的な見直しをしていかない限り、単独の水道経営はですね、非常に困難だと考えておりますので、随時ですね、見直しながらいき、また滞納もですね、非常に増えておりますので、滞納の整理もですね、スピードを上げてしていかない限りですね、公平な加入者の水道使用料ができておりませんので、今後については、そういうのも努力しながら、特別会計がですね、成り立つように努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） それからですね、湧水トンネルのところですね、鉄道工事によって遮断された水系、それには無償化の家庭が173戸だったかな、確かあると思います。そういうところを、今後の布設替等はどのように考えておられるのか、この特別会計の中でやっていくのか、また基金を取り崩して、その金は出るのかどうか、そのへんをですね、やっぱり地方から出とる簡易水道組合に入るとる個別の方々ですね、これは今、何千戸あるかわかりませんが、そういう人たちに迷惑のかからんような布設替えができるのかどうか、課長の考えをよろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 水道料についてはですね、使用料をいただいておりますので、鉄道公団の補償工事で行われた部分についてもですね、やはりその水道の収益の中から、本管とかの古くなった場合の計画はですね、すべてやっていかなければいけません、山東部ですね、大きな工事が終わりますので、今後については市街地内ですね、耐震工法等、そういういろんな補助事業もありますので、そういうのを利用しながらですね、長期にわたって水道本管の布設替えをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 課長にお尋ねしたいのはですね、農業用水関係と簡易水道関係

の、簡易水道というか、要するに水道供給ですね、これを以前、池とか、そういうやつが枯れて、そういう供給をしとるですね、無償で。そういうやつは積立金を壊してから布設替えをするような考えがあるか、それはそのままとっておくのか、どうするのかというふうな考えを聞いてるわけです。農業用水とは別に積み金がありますので、これを要するに特別会計の、今、水道料金の中からそれも全部やれということになると、大変なことになるというような考えをもってですね、質問しとるわけですが、これはなぜかという、結局はその積み金はそのまま残して、それから要するに今利用しとる、この料金を納めとる人たちの中から、これを事業していくということになると、大変な負担になりはせんかなというふうな考えとるわけです。まあこれはどっちにしてもお願いもせないかんし、そういうふうな方向もですね、話し合いの場ももたにやいかんと思います。ただ、今、飲料水の料金をですね、簡易水道の料金を納めよる人ばかりで、これから先のいろんな事業を負担していけというのは、非常に無理がいきはせんかなあというふうな感じとって、課長の見解を聞いてるわけです。そのへんをですね、できれば話し合いの場をもちながらですね、何とか一緒に入ってですね、簡易水道組合の中に全部入ってやっていかれるような形をとらんと、一方は無償、もうメーター見から何から、それは大変ですよ。トン契約からしとるけんですね。そういう状況の中で、果たしてこのまま黙っていいかなと思うわけです。これは話し合いの場をもちながらですね、やっぱり進めていかんと、今後、何十年もこのまま黙って続くわけはないと思います。そのへんを再度ですね、課長の考えをですね、まあ委員会とか、それから町全体、もう町長さんも加勢してもらいながら、いろんなことを話し合っていくなん時代が来とりはせんかなあ。なぜかというなら、もう布設替えは目の前に来とるわけですね。そのへんをどのように考えておられるか、再度お願いいたします。

○議長（三森義高君） 建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 基本的に原資の取り壊しはですね、できないと思いますので、水道会計はその補償の利息でするのが原則でしたけど、金利の低下によりですね、それも現在はできなくなっております。そういうことで、今、6番議員さんが質問されたようにですね、今後につきましては、あらゆる協議をもちながらですね、どうしてそういう負担をしていくかということですね、協議させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） もう今の現在の状況では、この大切畑地区のことも一応可決されて、順調に進む予算も組まれておりますが、例を申しますと、色見村の水道ですね、これはもう5割、個人負担をしとるわけです。だから、やっぱりできればですね、もうぴしゃっとした形で、一緒になって町民がもう簡易水道組合の中でやっていけるように、特別会計に全部入ってですね、何らかの形をとっていただきたいと強く要望して、質問を終わります。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第27 議案第28号 平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第27、議案第28号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 瀬井公吉郎君。

○建設課長（瀬井公吉郎君） 議案第28号で提案いたしました、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,323万1,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第1款、財産収入は、基金利子を計上、A基金の2億円を国債で運用、また一般会計に1億円を貸し付けている利子と、B基金、C基金の利子653万3,000円を計上しています。

第2款、繰入金は、B基金の利子取壊分950万円と、一般会計に貸し付けているA基金の元金2,019万8,000円を計上しています。

第3款、繰越金として700万円を計上しております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

第1款、農業用水費については、賃金、調整池フェンス張り基礎分のコンクリート打設に伴う賃金97万円、需用費は1,990万8,000円で、そのうち電気料に1,110万円、農業用水モーターポンプ等の修繕料として880万円、役務費については、テレメーター代、電話、郵便料代として88万8,000円、委託料は電気保安業務委託、津留南在地区農業用水管理委託料の41万3,000円、使用料及び賃借料として26万8,000円、原材料費として調整池フェンス張り基礎の生コンクリート代として40万1,000円、積立金はA基金の元金、一般会計運用分の2,019万8,000円を計上しております。

予備費については、18万4,000円を計上しております。

以上、提案説明いたしました。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第29号 平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（三森義高君） 日程第28、議案第29号、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 議案第29号でご提案申し上げました、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算規模は、歳入歳出それぞれ89万3,000円でございます。

6ページをお開きください。

歳入につきましては、自治体基金及び住民基金の運用収入89万3,000円を

計上し、歳出におきましては、この基金運用収入をそれぞれ積み立てることといたしております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 予算に関係するかせんかわかりませんが、DMV、町長が社長ですので、北海道まで視察に行って、あのときまではいろいろ気運が高まっていたようでございますけれども、あの後、税務処理ですか、そういうものやいろいろ出てきてから、何かしら、もう引込みがちになっておるんじゃないかというふうに思いますけれども、なかなか難しい時期でございますので、入れてどうかということもあろうかと思いますが、現在ですね、あれからこっちの状況、どういうふうになっておるのか、町長、よろしくをお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、DMVということで、昨年、南阿蘇鉄道株式会社、役員の方々も、県も一緒に同行されまして、JR北海道の方に視察にまいったわけでございます。その帰りに国交省の方にも寄りまして、陳情いたしてまいりました。その後、また県ともお互いよく相談をし、発展的にDMV推進を解散いたしまして、県の方から金額的には10万円ほど予算を組んでいただきまして、今、一緒に進めておるところでございます。

昨年は、10万円はどうも使わないで終わりましたものですから、また本年度も熊本県の方で予算化されてございます。その報告は受けておりますが、今この政権が極端に変わりまして、なかなか思うようにですね、前に進んでいないというのが現状です。

しかしながら、DMVの方はですね、静岡とうちと、もう1か所、話が出ておりますけれども、こちらの九州新幹線に向かってはですね、是非、この高森の方でということをお願いをして、県の方もそのような形になっております。

詳細にわたってはですね、総務課の方から、担当がご説明申し上げます。

○議長（三森義高君） 総務課長 色見隆夫君。

○総務課長（色見隆夫君） 今、町長の方が申し上げましたとおり、DMV導入につきましては、促進期成会を立ち上げております。基本的には新幹線開通に伴いまして、それに間に合うようにということで、県と合同でですね、今、話を進めているとこ

ろでございますが、これも先ほど町長が申し上げましたとおり、政権交代等によりですね、そのあたりの取り扱いで苦慮しているところもありますので、現在、促進期成会の方も停滞気味でございますが、改めてこれをですね、これは確か3月の初めだったと思います。それを関係町村との申し合わせをしまして、今後、強力に進めていくということでの申し合わせをしております。

現状としましては、以上でございます。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ちょっと言い忘れましたが、皆さんに公表しとかにやいかんところですね、南阿蘇鉄道も含めまして、今、先頭になってやっているわけでございますが、ご存じのように、立野ダムの事業仕分けが終わり、少し凍結か延期かわかりませんが、陳情なされましたけれども、前にうまく進んでいないということで、今度3月の25日にも、熊本県の陳情ということですね、ニュースカイホテルでございます。その中で、電化、大津から一の宮に来る電化の陳情、また私どもが大津町と今一緒になって、どうしてもお願いしていっとるのはですね、どうしても立野で連絡が切られております。そこで、何とかですね、トロッコ列車、せめて電化じゃなくトロッコ列車をですね、大津まで乗り入れるようにしていただければどうかと、そのお願いは機会がある度しております。今日は、議員さんに初めて言うんですが、大津までトロッコ列車が入ればですね、また違った意味でこの新幹線、そしてまたこの南阿蘇に向かつては、流れが大きく変わるんじゃないかなと。何も新しく線路を引くわけじゃございませんで、立野と、うちの私どもが管理いたしております南阿蘇鉄道がですね、あそこでつなげればですね、10メートルぐらいしかございません、線路をつなぐだけです。もともとつながったわけですから、工事のために、今中断されている現状で、そういう話も今、大津町さんともですね、入江町長さんですが、是非ですね、せつかくの機会ですから、何とか電化、一の宮、私どもの方にトロッコ列車だけでも、期間限定でもいいですからですね、大津駅まで線路が時間帯が空いとる間はですね、利用できないでしょうかというお話は、今そういう話は進めております。そういうものも含めまして、DMVも計画なされるものと、そのように思っておりますので、頭の中には是非入れとっていただきますと、話がまた今後とも進みやすくなるかなと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第29 休会の件について

○議長（三森義高君） 日程第29、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

3月10日から3月17日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、3月10日から3月17日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会は開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（三森義高君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時00分

3月18日（木）

（第2日）

平成22年第1回高森町議会定例会（第2号）

平成22年3月18日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
2番	森田 勝	スポーツ団体等の誘致について	①観光とリンクしたスポーツクラブ等の誘致はできないか。
4番	甲斐 直三	大規模養鶏場の進出について	①進出企業の事業計画概要は。 ②進出計画に伴う町長の決断と将来の展望をどのように考えているのか。

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 立山 広滋 君	2番 森田 勝 君
3番 田上 更生 君	4番 甲斐 直三 君
5番 甲斐 廣國 君	6番 後藤 和昭 君
7番 甲斐 正一 君	8番 相馬 俊行 君
9番 三森 義高 君	10番 後藤 英範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長 藤本 正一 君	副町長 宇藤 信幸 君
教育長 渡邊 哲郎 君	総務課長 色見 隆夫 君
住民福祉課長 後藤 秀希 君	税務課長 村上 源喜 君
産業観光課長 後藤 正三 君	建設課長 瀬井 公吉郎 君
会計課長 岩下 光廣 君	教育委員会事務局長 佐伯 実範 君

総務課長補佐	甲 斐 敏 文 君	住民福祉課長補佐	廣 木 富 八 君
税務課長補佐	甲 斐 末 久 君	産業観光課長補佐	杉 田 則 秋 君
建設課長補佐	甲 斐 邦 博 君	高森東保育園園長代理	瀬 井 類 子 君
色見保育園園長代理	熊 谷 優 子 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 澤 建 生 君	議会事務局係長	沼 田 勝 之 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
お諮りします。
お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

- 議長（三森義高君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。2番 森田勝君。

- 2番（森田 勝君） おはようございます。2番、森田です。

桜の花の便りが届く季節になりましたが、本年度、22年度最初の質問でございます。町長におかれましても、詳細な答弁の方をお願いします。

毎日、雄大な阿蘇五岳、それから根子岳を見ていますが、この雄大な景色をどういうふうに活かしたら、観光客が来るだろうか、私なりに考えておりますが、なかなか思うように浮かんでできません。

来年度には、町長もご存じのように、新幹線も開通し、それからねりんピックも開催されると聞いております。本町においてはグラウンドゴルフ会場というのを聞いていますが、観光客も大幅に期待できるのではと馳せているわけでございます。

ある会議で、ペンションの方との話の中に、町にスポーツ選手を誘致したらどうだろうかという話で賑わいまして、それならこういうことを質問をしてみようかということで、今日は町長に質問するわけでございますが、町長もご存じのように、平成4年から11年頃にかけて、本町において実業団の陸上部合宿が盛んに行われていたときがあったと思います。中にはですね、オリンピックで銀、それから銅を獲られた人もおられたと思います。また、現在、体育館も建っていますが、あの体育館もですね、平成10年あたりですね、これは開催されたのが11年の10月の頃に、5日から6日にかけて、テニスが本町で開催されたと思っております。そのテニスもですね、盛大のうちに終わったと聞いております。

そこで、質問になりますが、この雄大な阿蘇の麓で、観光とリンクしたスポーツ

クラブ、また実業団、大学、高校のスポットとして、本町を売り出す考えはないのか、町長に質問いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

いよいよ3月、この定例議会もいよいよ明日までということになってまいりましたし、また高森峠の桜もほぼ二分咲きというような形を整えているところでございます。本年も、4、5日前には、雪が降ったりと、なかなか落ち着かない気候条件の荒い時期にもなっておりますが、どうか議員の皆様方を見ますと、健康そのものでございますから、きっとお風邪も召しておられんかなと、そのように心配いたしておりましたし、また安堵もいたしているところでございます。

今、2番議員さんの問題につきましてお答えを申し上げます。

スポーツ団体、観光とリンクしたスポーツはどうだろうかというお話がございました。もちろん、この私どもの高森町もその自然豊かな、そしてまた環境のいい、スポーツにはもってこいの地域でもございまして、またそういう条件のもとでもあるわけでもございます。

前は、そういういろんなスポーツ団体の方々からいろいろな問い合わせ、また剣道の合宿、大学等の柔道の合宿と、またいろんなマラソン、駅伝等の合宿等も行われてございました。ここ数年、13年頃まではそのような事実があったわけですが、最近の経済状況等を顧みますと、実業団等のスポーツクラブ、いろんな団体等の地域的に自分の会社のPRも兼ねた部をつくるとか、いろんなことがございましたが、ここ最近の経済状況から鑑みますならば、やはり最近は廃部になったり、凍結をしてあるとか、そのようなことをよくお聞きをいたしているところでございます。そういう面も含めまして、提携大学等につきましても、ここ5、6年の間、交渉等も行ってきたおわけでございますけれども、なかなかこの経済状況というのがなかなか思うようにいっていないと、進んでいないというのが状況で、なかなか町に進出していただけるというのは、なかなか難しい部分がございます。

そういう部分を含めますと、この子どもたちのことを考えますならば、是非という気持ちはありますけれども、できる限りですね、チャンスのある限り、皆さん方をお願いをしながら、前に進んでいく、誘致または進出等にも進んでいかにやいかんと、そういうふうに思っておるところでございます。

新幹線のお話も出ましたけれども、新幹線も間違いなく平成23年度には開通するわけでございます。そういう中で、熊本県も上げてですね、通過駅にはならない

ようにということで、今、一番主力にもってきておられますのは、この阿蘇郡、そして天草市、上天草市と、海と山の方に大きくウエイトをもってきておられるのも事実でございます。しかしながら、県の方も財政難ということで、なかなか進んでございません。今、私どもの近くでございます県道28号にいたしましても、もうここ40年ぐらいの年数が経つんじゃないかなと、そのように思っておりますが、ちょっとせっかくいいチャンスでございましたが、今、文化財が出ておまして、日本にとりましても貴重な文化財ということで、工事の方が遅れてございます。しかしながら、文化財が終わった分からは、着々と工事の方も進めていただいておりますので、それについてはですね、この南阿蘇も今から大きく、そういう観光面については進んでくるんじゃないかなと思っております。今、私どもも湧水館というトンネルもございますが、長くなってきますと、なかなかマンネリ化をして、観光客が減少しているのも事実でございます。何か一つ起爆剤として、また別ないろんなアイデアを出す時期に来ているのも事実かなと、そのように思っております。できる限り、この観光誘致につきましては、観光またはこの自然と、そしてまた農家民泊とか、いろんなツアー等も組んでございますので、それを今から今後とも進めてまいろうと、そのように思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 最近の事情を考えると、財政面、それからいろいろ陸上の廃部などもあって、なかなか難しいという答弁でございました。しかしですね、私が思いますに、本町には休暇村、それから上色見方面にペンションがたくさんあります。このような施設やですね、関係者の協力を得て、選手の宿泊、またキャンプへの参加も期待でき、観光客の増員も、私は考えてみるのも一案かと思っておりますが、その点について、町長、答弁をお願いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今おっしゃいましたように、この根子岳近郊、また上色見近郊には、そういう素晴らしい施設もございまして、また大変食文化も豊かでもございます。いろんな諸問題を考えてみますと、本当にこれほど整った地域はないかなと、そのように思っております。それを行政の方から、なかなかPRはいたしましても、なかなか一商売、一つの個人的なものに携わるといのは、なかなか難しい部分がございます。そういう面を含めますと、来年行われますねりんピック等は、ここ4年ほど前から計画をして、やっとグラウンドゴルフの大会をこの高森町でという開催にこぎつけたと。それも、全体的な地域の発展のためということも多く含まれ

ているところでございます。また、私ども広域的なものから申しますと、遊ぶにも、今、阿蘇デザインセンターというのがございまして、大きな火まつりとか、今回運営をしていただきました新酒とふるさとの味まつり、また西原にすれば、山の電気を灯す、山の神何とか、ローソクを灯すことが、新聞でもよくご存じのとおりでございます。また、小国あたりになってきますと、ゆうテーションを中心とした場所の組み方とか、いろんなのをデザインセンターによって一緒に行っています。また、それにも各職員をですね、地域1市3町3村でございますが、4人ずつ、各町村、3年間交代で1人ずつ、そのデザインセンターに出向し、阿蘇の観光をとということで今進めておるところでございます。今、一つのアイデアとしてですね、今、2番議員さんがおっしゃいましたように、一つ一つをクリアするというのが大変、本当に難しい部分がございます。正直申しまして、根子岳が今日出来たわけじゃございませんで、昔からずっとあるわけですから、それも含めてですね、これだけの雄大な、確かに素晴らしい雄大なその根子岳をいかに利用できていないのも現実でございます。そういうものを含めますと、皆様、議員さん方をお願いをいたしました、根子岳観光線あたりが大きく今後は貢献してくれるものと期待もいたし、また今そういうものに大きくお金を使っているというのも現実でございます。また、根子岳観光線、また地域的に4か所ほど、日ノ尾峠線というような看板を出してございますが、それを含めますとですね、開通に至れば、今まで以上にこの高森町がその中心になると、今までどおりに阿蘇の雄都になると、そのような自信をもって、今進めているところでございます。できるものはですね、行政の方からも一緒になってPRをしていこうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 町長の答弁において、一つの個人については見るわけにはいかない。また、根子岳観光線も現在進行しておりますが、それについて、観光客が入るのではないかというような、そういうように私は受け取ったわけでございます。

しかしですね、私が思うに、根子岳観光線にしる、いろいろですね、道路を造るにしても、町長がやはりはまらんとですね、これは私もいつも質問していますが、財政も厳しい厳しいという割にはですね、交付金もこれは大変、今現在来ております関係で、ちょうどそれからいろんな工事もどんどん行われております。これは町民の方から見ると、町長はいつも財政が厳しいて言いよるとに、ようああいうでくるなあというような感じも、私は見受けられているわけでございます。そのへんについてですね、町長も阿蘇郡の中で、市それから町村の会議の中で、このようなス

ポーツ選手を誘致した、また観光を取り入れた会議などが執り行なわれているのか、ちょっと私も聞きたいと思いますが。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） スポーツ関係の広域的な取り入れはというお話でございますが、今、一つだけ阿蘇郡の広域で取り入れておりますのは、100キロマラソンというのがございます。100キロ、50キロと、もちろん順番にございますが、旧長陽村のウィナスといいますか、あそこを出発をいたしまして、阿蘇市に戻るわけでございますが、この高森町を通りまして、高尾野を走り、祭場を走り、赤羽根に入って、大戸ノ口に出て、波野の方に行くわけでございますけれども、そういうものについては、広域的なものがございます。あとはほとんど各町村の独自の仕事ですね、一緒にスポーツ振興というのはございません。あとは県大会がある前に郡市大会、町村大会とか、まったくそういう単位ですね、スポーツについては進めております。ただ、私が先ほど述べましたが、柔道とか剣道につきましてはですね、この高森町も、この阿蘇郡、熊本県でもトップクラスでございまして、もう剣道は私が言うまでもなく、日本一が3回と、昨年も優勝したばかりでございます。剣道については、今、全国的にて高森町は常識以外の強さをもっているというような評判をよく受けるところでございます。そういう面では、剣道の方々の、いろんな父兄の方々の負担も大きくなるわけでございますから、連休等を利用いたしまして、3日、4日と、2泊3日か3泊4日で、中には車を利用しながら、車の中で寝ながら来たという地域的なお話も聞いております。今、助成しておりますのは、今回の予算等にも上げてありますように、できるものはスポーツに対してはですね、助成をしていこうということで進めております。阿蘇郡全体ではこれをやろうというのは、今のところございません。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 町村では100キロマラソン、それから各町村ではスポーツ方面は各自にやっておられる。それから、剣道はもう私も知っていますが、全国一に3回なっておられるわけでございます。

何で、私はこの質問をですね、町長にするのかというと、町長もご存じのように、町民体育館、それから山村広場ですね、運動場、これは箱物でございまして、使われる人が本当に少ないんじゃないかと思っております。私がちょっと調べました関係の中において、文徳のテニス部、それから済々黷男子テニス部、熊商女子テニス部がですね、夏場を利用して、2日から3日というふうな関係でやってきてい

るというような話も聞いております。町の中にはですね、恐らくそういう部員たちを宿泊させて、一生懸命取り組んでおられるところもあるわけですね。これを私が町長にお願いしたいのは、やはりですね、いつも私も町長も一緒と思いますが、先ほども町長も言われましたように、雄大な阿蘇、根子岳をですね、みんなに見てもらいたいというのがあるわけでございまして、そういうようなですね、観光の面はですね、少し力を入れてもらわんと、町長もいつも言うておられますように、もうこの町村は老人ばかりと、いつ破壊するやわからんような言葉をちょくちょく私も耳にしているわけでございます。その中においてですね、やはり例えばスポーツ選手が誘致されて来られた場合、本町のまた温泉館もあの近くにあります。それから、休暇村の温泉もとんと横にあるわけでございますが、スポーツをされた後ですね、疲れを癒してもらい、そうすれば温泉館の利用も多くなり、町の財源確保、それから観光振興にもですね、貢献できるんじゃないかと、私は常々思っているわけですが、赤字の温泉館もかかえて、今、町長も頑張っておられるわけですが、本当にその温泉館は今後、私たちもどういうふうな方向にいくのかがわからないわけでございます。その点について、町長もですね、スポーツ選手を通じて、この温泉館を利用してもらうというような、そういう考えはないのかお伺いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、体育館、隣のグラウンドと、昔は山村広場といいましたが、今、町民グラウンドでございますが、多くですね、利用するといいますのも、国体のときに体育館は素晴らしい体育館が出来てございます。なかなか高級な体育館でですね、テニスの立派なところでございまして、立派すぎてですね、えらい何も使い道がないと、ところがほんなところでございます。きれいすぎて、えらい穴ほがすわけにもいかず、裸足では痛い、高級なテニスというのはですね、たいへん貴重な体育館で、熊本県にも何カ所もない体育館でございます。それほど素晴らしい体育館でございますが、なにかしら利用価値が少ないというのが現状でございます。ちなみに高森町のテニス人口は20名ぐらいだそうでございます。実際、体育館7億円ぐらいかかってございますが、なかなかそれですね、費用対効果というのは出てございせんけれども、そのときは費用対効果といいますのは、国体のときに利用することを大きな目的とした費用対効果であったかなと、そのように理解をいたしております。できるものなら、トレッキングか何かですね、国体のときに呼んでいただくとくと、根子岳から五岳を越してですね、素晴らしい7億円も使わずくと、自然を利用した素晴らしい国体の誘致ができたんじゃないかなと、

今はそうと思いますが、しかしながら、それはですね、終わったことをとやかく、そのときはそれが最高の仕事であったかなど、そのように理解しておりますので、体育館につきましては、できる限り利用価値があるように、少しは本題の利用度を曲げてでも町民体育館を利用していただきたいと、そのように今思っております。

また、それを利用することによって、一汗かいてから、いろんな高森温泉館も利用して入っていただくと。できる限り、今、体育等が行われたときはですね、サービスクーポンといいますが、一般的な人は400円をいただいておりますから、半額になるようにということで、できる限り利用させていただいております。温泉館の赤字は、本当にそのとおりでございますけれども、ほとんどの高齢者の方々は100円でございます。温泉館が100円です。50円は役場の方に入湯税として払いますから、1人50円でございます。それはとてもじゃないがですな、50円が入るとするのはそれは並大抵じゃございませんで、また高森温泉館は重油を炊きます。本当の自然は熱すぎて、薄めたのじゃなくて、少しぬるめで、どうしてもある程度はそういう燃料等も必要になってくるということでございます。それを含めて言いますとですね、50円だから、なら200円にすればとんとんになるんじゃないかな、入湯税を役場の方で徴収せんといいんじゃないかと、いろんな話はございますけれども、温泉館はもともと健康増進、地域の人たちの福祉とか、そういう健康増進のために温泉館を使ったものでございまして、利益さえ上げればいいという高森温泉館じゃございませんものですから、お年寄りの方が少しでも行っていただく。そしてまた、周りの歩行浴を歩いていただくとか、そういうことに大きく貢献し、そしてまた入っていただくことにおいて、私どもの国民健康保険とかいろんな保険が安くつく、健康維持に役立っているものと、そういうことで今の1年間に千四、五百万円ほどの応援を受けながら、今、維持をしております。それでもなお、決して良い結果は出とらんとじゃなかろうかなと思っております。今回は質問が温泉館も出ておりませんでしたから、宙から数字を覚えておりませんが、そういうようにやっておりますので、福祉を考えれば温泉館も今後利用する、そしてまた、できる方が少しでもですね、イベント等があれば、400円は200円にしても、券を配布して、温泉館を利用していただくと、そのように努めてまいろうと、そのように思っております。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 町長が申されましたように、私は温泉館を否定して言ったわけじゃございませんが、スポーツを通じてですね、ここに観光で来られることもい

みってくるんじゃないかということで、私は質問したわけでございまして、町長も今言われたように、老人の人は100円と。健康維持増進のために、町に50円の入湯税が入っているのです、そんなに上がらないということでございますが、やはり運営を、これは運営というか、町が指定管理者の方に出しているわけでございますが、やはり町からも助成がなされております。観光客がここにどんどん来れば、またそのスポーツ選手が一流選手が来れば、そういうのを見に来る観光客も、私はいみってきて、賑わってくるんじゃないかというような感じがしているわけでございまして、何も温泉館が赤字だからというようなことではありません。そういうふうなふうに町長も尽力をお願いしたいというふうなことで質問しているわけでございまして、まあこれはとても難しいとは思いますが、難しい難しいではですね、何も前に前進するものではございません。できる限りですね、やはり先ほどから何遍も言っていますように、この自然の豊かな景色の中で、やっぱり素晴らしい選手が育っていくのを、私は夢に思っているのご質問でございます。

それに加えてですね、私の考えで言うと、町長も答弁の方が難しいかと思いますが、このスポーツ選手はですね、誘致すれば、町でできる農作物、これは何でも自信をもって、おいしく、販売もできると思っております。これはですね、選手の食材、それから詰め合わせのセットとしてですね、選手の土産までに考慮され、農産物の宣伝にもならないかと、私も常々考えておりました、農家もですね、今、町長もご存じのように、衰退しておりました、本当に何を作ったら金とれるかという、皆さんもそんな感じをもっているわけでございます。それにおいてですね、そういう観光客がいみればですね、農産物の販売、それから今言いましたように、景品として、土産に農産物をどうかと、そういう考えも私は期待できるんじゃないかと思っておりますが、その点について、町長、どのようなお考えかお伺いします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、議員さんがおっしゃったとおり、まったく私も同感でございます。なかなかスポーツ選手に限らずですね、できるものなら、全体的なものはやはり観光客を多く呼び込む、限られた人だけじゃなく、全体的に呼び込んでいくのが一番ベターなやり方かなと思っておりますし、また一つそういうお客さんを呼んで、一つのお土産というよりも、昔から地産地消とよくいいますが、最近地産地消も何か薄れたような感じで、何かどこまでが地産で、どこまでが地消かというのがわからんような状況になってきておるところでございますけれども、本当に私どものこの地元でとれる野菜を、本当に観光客の方々にですね、買っていただく、

そしてまたその安心・安全をPRするということも含めて買っていただくということがいいことかなと、そのように思っております。今、なかなか一つの物産館を運営するというのが、私どもの町にもいろんなお客さんが来る中で、これはこんなおいしいのということが確かにいっぱい耳に入ってきますけれども、なかなかそれを商売に結び付けるというのが、今のところ、意気込みがないという方が、ないというのは失礼な言い方ですけども、なかなかあれがいい、これがいいとおっしゃる割には、全然そういうものを本当の意味での商品化がまだできていない。また、そういう気持ちも、商売、そういう方々にまだようと芽ばえていないというのが現状かなと、そのように思っております。そういうものにつきましては、今、行政の方もですね、粗方、商品化ができてございます。まだちょっと間に合っておりませんが、皆さん方に商品化ができたものはですね、是非、ご披露ができる状況が、近いうちにあるわけでございますけれども、それを基本にして町民の方々、各交流センター、南阿蘇鉄道駅、そしてまたいろんなお立ち寄りになるところにですね、配布というよりも、少し安く買っていただきまして、そしてそれを販売をしていただくと、そのようなことを今計画をいたしております。早い機会、どうしてもここ1、2か月の間には実行に移すべきではないかなと、そのように今思っております。商品ができればですね、一番先に皆さん方に見ていただき、また味見もしていただくものがあるんじゃないかなと、そのように思っておりますので、一つのご理解、また地産につきましては、また各個人の方がある程度は自分で進んでやっていただく。それを私どもが背中を押していくと、そういう状況になるのが一番素晴らしい、ベターなやり方だと判断をいたしております。今回、今申しましたように、ここ1、2か月の間には、皆さん方にそういう商品化ができたものをご披露できるのは間違いございませんので、もうしばらくその分につきましてはですね、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 町の方でも商品の開発を手がけているということでございます。是非ですね、その中に農産物を含んだ商品も検討の方をお願いしておきたいと思っております。

教育長にちょっとお伺いいたします。町内の小学校、中学校にも優秀なスポーツ選手が、先ほど町長が言われたように、剣道、それからテニス、いろんなスポーツ選手が町内から出ているわけですが、地元の高校を離れて、他の高校へ進学されているのが、本町での実情じゃないかと思っております。この地域にスポーツ

選手が入ってきてですね、一流なそういう選手が来るならですね、そういう子どもたちも本町に少しでも残ってですね、ここの高森町をいっちょ有名にしてやろうというような選手も出てくるんじゃないかと思っておりますが、そういう方面については、教育長、どういうふうな考えをもっておられるか。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎君。

○教育長（渡邊哲郎君） 今のご質問ですが、今、小学校、中学校、いろいろスポーツを子どもたちやっております。今、委員会として考えておりますのが、そういったいろいろな子どもさん方がスポーツをしやすい環境づくりということで、総合型スポーツクラブを立ち上げようという形を今とっております。この総合型スポーツクラブを立ち上げますと、ただ単に一つの種目だけでなく、自分が参加してみたいというスポーツ、いろんなスポーツが経験できるクラブでございます。そういった形で、いろんなスポーツをし、いろんなことを経験して、自分がどういったスポーツがいいか、またそういったことを学んでいただくためにも、そういった総合型スポーツクラブを立ち上げなければならないというふうに思い、今取り組んでいるところでございます。それで、そういったスポーツクラブができますと、いろいろ他の選手あたりもお出でいただけるかなあとは思っております。そういった形で、今、教育委員会としては進めているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 私も今ずっと質問してきたわけでございますが、委員会の中でも総合型のスポーツを検討中ということでございます。先ほどから何遍もいいますように、この自然を活かした何か、私はできるんじゃないかと思っております。この西日本の北海道といわれるこの阿蘇地帯、特に高森町、私は本当に根子岳など、こちらから見ると最高の景色でございます。夏場においてですね、この有名なスポーツ選手が、この地において一生懸命するならば、町の今後の振興にも本当に役立っていくのじゃないかと思っております。町長、これもですね、町長がはまってするならば、私はできない問題じゃないと思っております。やはり、厳しい厳しいで、さっきから町長も申されていますが、やはりいろんなところに声を掛けてみなくては、厳しい厳しいでは、これはもう絶対何もできないと思っております。最終的に阿蘇郡一円にですね、この観光をリンクしたスポーツが広がるように、私は期待しております。それについて、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君の質問を終わります。

4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） おはようございます。4番、甲斐でございます。

今日、一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

暑さ寒さも彼岸までと申しますが、今日3月の18日は、その彼岸入りでございます。冬枯れしました草木の方も、大分色濃く芽ばえております。その風景を見ますれば、何か前の方に向く力がわいてくるような感じもいたします。

平成21年度も、あと10日余りとなってまいりました。また、平成12年12月に施行されました市町村合併特例法も11年目の節目として、今月の3月末日をもって、合併特例法の期限が切れるということもありまして、一定の成果があったとして一区切りする答申が出され、政府の地方制度調査会は今後は自主的合併支援法が開会中の通常国会に提出され、可決される見込みでございます。

ご存じのとおり、阿蘇郡南部は3村が平成17年2月に南阿蘇村となり、蘇陽町におきましては、郡域変更で山都町となりました。高森町と西原村は、単独の道を行くことになったわけでございます。昨年9月16日には、民主党鳩山政権が誕生いたしました。本町にとりましても、たいへん今、先の見えない国政の中で、今願ってもない企業進出ということで、自主財源確保また雇用の確保、地域の活性化の波として、先般、12月議会におきましても、田上議員、甲斐廣國議員等の方で質問がなされております。そのときの町長の方からの答弁もいただいております。昨年の11月9日には、モデル農場として、鶏舎18棟が今月の末日までには完成という見通しであります。

そんな中におきまして、町民の皆様方には、まだまだこの大型養鶏場というのが浸透をされていないのが現状でございます。この企業の進出にあたりまして、今からご質問をさせていただきたいと思っております。本来ならば、町長の方からのご決断をいただくところでございますけれども、一応この養鶏場というのは、もう進んでおりますので、事業計画の概要からお尋ねをいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと、そのように思います。

養鶏場といいますか、ブロイラーの大型養鶏場ということであろうかと、そのように思っております。概要につきましてはですね、私もあまり特別詳しくはござ

いませんですから、担当者に答弁をさせますが、その前にですね、今、私も何回も各議員さんのご質問を受けております。また、機会あるごとに、内容につきましては、お話をしてきたつもりでもございます。まず、今、4番議員さんもおっしゃいましたように、雇用対策、自主財源、また地域の活性化、いろんな大きな目的がある中ですね、今回いろんなお話が出ております地域の活性化、やはり活性化というのが大変耳障りがいい言葉でございましてですね、どなたが活性化と言うても、ああ活性化ていいなあと、もうそういう気持ちとしても耳障りのいい言葉であるかなと、そのように思っております。ですが、この活性化をですね、もう一度、再度、失礼かもしれませんが、もう一つお願いをしたいのは、活性化とはですね、いかに地域が活力に乏しいかと。具体的に言うならば、地域社会という単位の中ですね、人的交流、物的交流、資金的交流、そして文化的交流、多くの多面的にわたってですね、黒字を出していくことを活性化というふうに理解をいたしております。また、定住人口を増やすためにですね、総所得を上昇させる。そして、雇用の場を確保すると。そして、企業を誘致し、観光開発等を努めて、集客に関わる商業経営に交わるように、そしてまた交流の人口を増やしていく。そして、金を落とす、落とさせる政策、つまり所得を上昇させる方向にですね、転換すべきことが、全体的にいう言葉がそうでございます。なかなかここに書いてあるように、文字にしたようには簡単にはいきませんが、それを一つ一つやっていくためにはですね、それを見出すためには、やはりいろんな賛否両論ございます。物興し、人興し、そして事興し、これを始めんことには、何の活性化もできないと。ただ、言葉の先だけです、活性化活性化というのは耳障りのいい話で、例えますと、自然は大事、自然は大事というけれども、なかなかその自然を守るにも、お金が要るわけでございます。ただ見とれば自然は守れるものじゃなくて、そのまま置いておけば守られるものでも何でもございませんで、車がこしこ増えて、排気ガスが増えたのと一緒ですね、それをいかにして活性化、そういうふうに結び付けるかということは、大変難しい部分だそうでございます。それを含めて、今回この自然豊かなところでですね、そういうその養鶏場とか、そういうものじゃなくて、ほかにまだいっぱいまだあるんじゃないかなろうかとやってきました。もう本当に数年前にも、刑務所がいだろうと、刑務所の話のときにはですよ、本当にあともうちょいというところではございましたけれども、言葉は悪うございますが、逃げたらどぎゃんするかいと言わすもんだけんな、逃げるはずにゃあじゃにゃあかなて言うたっちゃ、そら言うとは言わすもんだけんですね、そうばってん誰も逃げた者はおらん。そら、逃ぐる

暇はねえもんな、ちゃんと監視付きですから。そういういろんなですね、言えばきりはございません。ただ、やるかやらんか、それが一つの物興し、人興し、事興し、事を起こさんことには前に進んでいかれないというのが現状です。概要につきましては、担当がしゃべりますけれども、私はそういう思いでですね、この地域的に今必要なことをですね、やるべきだろうということで今進めてきているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今、ご質問のありました計画概要について申し上げます。

基本的に、議員の皆様にもご説明申し上げておりますが、基本的には高森町と山都町を中心に事業展開したいと、会社の希望ですが。その中でPS農場ですね、卵を採る農場です、雛に孵すための卵を採る農場を9か所、卵を孵す工場の孵卵場を1か所、それからCS農場といいまして、ブロイラーですね、養鶏の方ですけども、これを18か所、それから食鳥処理場といいですけども、食品工場を1か所、それから本社を1か所、それから物流会社、これは一応別法人になりますけれども、運送とかですね、清掃とか、そういう物流会社を1か所、これについてを高森町と山都町で開きたいと。現在は、実証農場としまして、PS9か所のうちの1つを尾下の上の方ですけども、それとご存じのように、現在工事をしております18農場のうちの実証農場を1か所、現在行っております。残り8と17ですね、を今後、山都町、高森町を中心としていきたいということでございます。

概要は、以上でよろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 自席より失礼を申し上げます。

今、町長並びに産業課長の方からも説明がございまして、この件につきましては、私たちが聞いており、またこの施設を日向の方にも現に視察をさせていただきました。立派な近代的な建物でございまして、その結果も広報の中にもお知らせはしてございますが、何ら問題がないということで始めたこの企業でございます。議会の方も、議長さんはじめ、また副議長、これに一丸となって、この企業にはどうしても高森町には置かなければならないということで話が議会の方もまとまっております。また、町長さんの方のご決断を聞いておりませんので、その段階はまた後といたしまして、この会社が大体資本金がいくらであるのか、また最初のときは、北海道の日本ハムの中の一つの企業であるということもお伺いをした経緯もござい

して、なぜか各地域の方たちも、もうそういうような話が出回っております。この企業の方も、山東部の方にも誠意あるご説明はあっておりますけれども、やはりこの企業の方たちが、やはりこのいくらぐらいの資本と、それから総事業費の中です、これがどういうふうな形でやられておるのか、どの地でやられておるのか、またどういうような仕組みでこの事業がなされるのかも、分からないといえそれまででございますけれども、そういう形が町民の方たちに、まだ浸透していないということでございますので、課長で結構でございます、今の会社がどこに設置されておるのか、また今、山都町という形にお聞きをしたところでございますが、山都町といいますと、また山都町の方の話も今日が初めかなという方もおられます。今日はそういう方たちの中に地域もまだまだ懸念をされる場所がございますので、今日は是非とも、町長さんのこのご決断をされましたことに対して、聞いてみたいという方たちが傍聴にもお出でいただいております。その決意がございましたときに、どういうような形で協力をしていただけますか、まだまだ反対とも言えない、また賛成とも言えない立場の方たちも随分おられます。それで、課長さんでも町長さんでも結構でございますが、今の事業計画の中に、まだまだ雇用の概要等もございます。それから、ここに今、18棟の鶏舎が3月いっぱい完成する運びでございますが、これがどういうふうな形になるのか、やはり食肉処理場が完成するまでは、あそこにそのままにしてあるのか、それとも今の18棟が完成しました後は、日向の方に配送して、当分の間は日向の方で処理をされるのか、そういう方も私たちはある程度は聞いておりますが、先ほど申しますように、町民の方たちがまだ浸透していないということで、そういう点も、課長さんで結構でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今のご質問にお答えします。

まずは雇用の問題ですけれども、食品工場で約450名程度が予定されております。そのほかの会社を全体的に含めると500名程度、パートさん、正社員さん等、いろいろ分かれるんですけども、一応、会社では予定をされております。

それから、今言いました実証農場につきましては、CS農場につきましては、実証農場分につきましては、日本ホワイトファームさんの日向の食品工場の方に、成長した鳥を持っていかれると。それから、さっき説明しました卵を採取して、雛に孵すところですけども、その実証農場分についても、卵が採れたならば雛を孵す孵卵場ですけども、それはホワイトファームさんの施設を借りて孵卵させて、ま

た持ち込むと。現在、実証農場については、そのようになっております。今後につきましては、ホワイトファームさんもそれ以上の受け入れはできませんので、食品工場自体が受け入れはできませんので、その分については、食品工場と孵卵場と、すべてが同時並行でいくと。ユニティファームさんの考えでは、養鶏場もいっぺんにどんとはできませんので、3年か4年後、フル稼働で食品工場を造った後には養鶏場を徐々に造っていきながら、3年か4年後にフル稼働の体制に持ち込みたいという計画でございます。

それから、先ほどありましたユニティファームさんの資本の話ですけれども、現在、本社をですね、高森町の中に置いていただいております。コスモスさんの下の方のところですが、現状は資本金1億円ということで運営されています。今後については、当然、事業規模が150億から60億という話ですので、今後、資本比率を上げていく計画もされております。

以上でよろしいですか。以上でございます。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 詳細に説明をいただきました。私たちもそのようにお伺いしております。

今、お伺いしておりますのは、18棟のあるいは建設が終わりますので、それはもう早速、養鶏の方の稼働が始まるということで納得をさせていただきます。

今度は、今申しあげました処理場でございます。加工所でございます。排水等も見させていただいております。何ら問題がないということも、私たちは見てきております。基準法のそういう形では、その以下で抑えてあるということも、12月議会でされました甲斐廣國議員の中でも、そういう基準法の中でうたってありますけれども、あの時点は産業観光課長は、まだまだ専門家と協議の上でやっていくというご回答でございました。専門家といいますと、なかなか私たちの素人目にはわかりませんので、やはり候補地が高地ならば、やはり周辺の方々、それから流末の住民の方々の方には、やはりそこに一つは不安を抱いておられるのも確かでございます。そういう形で、今後はこれからがスタートという、私は考えでございます。そのへんを十分にですね、詳細にまた説明をしなきゃいけないところもございまして、私はこれのことに今日は一般質問で云々ということは毛頭考えておりません。これからが出発点だと思い、私たちも、議会の方もこれはやはり高森町のためには、何とかしていただきたいというのが、議会の方も、私もそういう願いでございますので、このできますれば、この機会に候補地と、それから何とか早く、今課長が申

されましたように、3年後、4年後じゃなくてですね、少しでも早めにこれが完了して、稼働ができるような形にさせていただいたならばと、町の方からも、企業の方にも、そういう形で強く進めていただきますならばと思っております。

これは課長では大変なかなか言いにくいと思いますので、町長の方にお尋ねをいたします。2番目に、私をご提示申し上げます進出計画に伴う町長の誘致の決断と将来の展望ということで書かせていただきました。あまり堅苦しい文句ではございますけれども、何分この養鶏場につきましては、詳細な決断のもとをお話しいただければと思っております。町長、よろしくお願いたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 4番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

今、内容につきましては、担当課長が概要の方はご説明を申し上げます。あとは、今おっしゃいましたように、今現在の食鳥処理工場だろうとは思いますが、今、ご存じのように、今話を進めているところでございます。本年になりましてから、どこが一番地域的にもふさわしいかなということで、私の方も会社の方にお話をした経緯がございます。そういう中で、私はこのユニティファームさんにお話を申しあげましたのは、地域的に私どもが一番心配しているのは、この山東部で、失礼でございますけれども、野尻、草部地域の方がどうしても疲弊をしきっている。大変高齢者も多い地域で、今後どのようにして地域の維持をしていかねばならないのか、私も困惑をいたしておりますというお話をしたところでございます。そういう中で、それはこの鳥の方はですね、養うことにおいては、どんな地域でも、ほとんどの地域でできますけれども、処理工場と申しますと、やはり400人、500人の雇用の場ということになりますと、どうしてもいろんなハード面も大きくなりますし、ソフト面もあります。そしてまた、インフラもありますし、いろんな改めて造るじゃなく、ある程度は整ったところの方がいいというお話でございました。まあソフト面から申しますならば、私は一番いいのは、学校近くの方が一番人口増、また雇用の場、そしてまたいろんな施設を大きく利用できるというよりも、そこに元気が出るかなと、そのような思いでございました。そういうものを含めまして、蔵地台地の方はいかがかなということを、明けてからお話をしたところでございます。そういう中で、その前にいろんな噂等というか、そういう話は出ておりましたけれども、本当にそういう話が出ましたのは今年になってからですね、お話をいたしました。是非、地域の方々にも一つ酒の肴ということは言葉は悪うございますが、そういう機会に是非お話をさせていただけんかろうかと、そういうお話をしたことも

ございます。そして、一応調査をしていただく、もちろん調査をしていただく上には、地域の方々の地主さんの許可をいただくことには調査はできないということでございます。そういう中で、電気を飛ばして、いろんな調査をして、その結果を地形を調べてくるというような調査方法だそうでございますけれども、そういうような方法が今、だいたい決が出ると、もうしばらくすると、決まるという方向性が出ております。まだ今のところ、何とも本当に4番議員さんに申し訳ございませんけれども、灰色でですね、本当にもう白か黒か、はっきりしなはると、あんたのお陰で地元はしちやかちやばいと、ああじゃにやあ、こうじゃにやあと、仲が良い者まで喧嘩せにゃんごつなつたばいと、そういう話も聞かんことはありません。聞いております。聞いておりますけれども、そう簡単に、はい、明日造るばいた、はい、ここでいいですばいという話では、またないと。なぜかと申しますと、やはりそこには自然に対してのやさしさもあるだろうし、その水に関していろんな調査を行わないことにはですね、さっとできる、今日言うたから明日の朝できる話じゃございませんで、それも急いでですね、早く結論を出していただきたいというお話を今いたしているところでございます。この議会の全体会議でもお話を申し上げましたように、この月末から月初め頃には出ますと。えらい、あんた長うかかるなあと言うてもですね、別に穴の中に入って調べた者はおりませんものですが、調査をした結果は、ちゃんとしたデータをもとにして皆様に報告、議会の方々にも報告せんことにはですね、口先で言われたことを、はいそうですかというわけにはいきませんものですから、そういう時間になっております。いろんな調査をしながらやっていくわけでございますけれども、いっぺんですね、ここをお願いしようと言うて、いっぺん調査をすればですね、その結論は白か黒か出らんことにはですね、次の場所に移りますというような、そういういい加減なことでは、工場誘致はできないということでございます。白か黒かはっきりしてから、どうしてもですね、そこでどうしても調査結果がまずいということになれば、当然、次の適した場所を探す。そしてまた、もちろん地域の人々の許可を得んことには、何一つできないわけでございますから、そういう方向性をもっていこうと、この1週間前も申しましたように、ここ月末ぐらい、何しろ急いでくださいとは申し上げとりますから、出てくると思いますが、早い機会に皆様方にご報告を申し上げたいというふうに思っております。

それともう一つ、全体会議で申しましたように、私もやる以上はですね、400人の雇用というのは、並大抵の雇用の場ではございませんし、またいい加減な気

持ちで、そんな簡単に来るものでもございません。それはまだまだですね、いろんな場所にも地域的にもあると思いますけれども、いい機会と、今回はいい機会としまして、この高森町を阿蘇の真ん中と、また雄都として支えていくためには、今回は是非とも必要であるということで、今進めております。結論が出ましたら、いち早く地域の方々にご報告を申し上げるのは当たり前でございますし、またそういうつもりでおります。ただ、私が思いますには、この工場はですね、ここが駄目だったから、よそさんやるというわけにはいかんとですたいな。だけん、頭が痛いとですたい。ああそうな、工場は駄目だった。なら、どこか持っていきなはると、そういう品物じゃないものですから、ただそれぐらいなら、初めからうったっちゃおりません。タッチもしません。これが駄目なら、どうしてもこの工場の400、500人の雇用といたしますのはですね、この高森町に造るといって政治生命をかけたという意味であって、何もあそこがでけんからでけんじゃなくて、どうしてもこの町にですな、造らにや意味がないとですよ。山都町に造ったら何もならんすばい。だけん、今言わしたように、約束どおり本社も持ってきなさいと。ちゃんとした事務所を借りて構えなさいと、そういう約束をもとにして進めております。また、その中でも工場は必ず高森町に置くと、設置すると約束もしてございます。誓約書も書かせております。簡単に見せなっせて言うばってん、それは見せたっちゃええばってんですね、総務大臣じゃなかばってん、はい見せるばいたて言うたっちゃ、見てもろち結構でありますからですね、コピーして回しても結構でございます。それぐらい一生懸命して、それでもなお、なかなか場所が見つからないというわけにはいかん。本当に場所は町民の人たちが加勢さっさにや、それはよそ行ったっちゃ、それはしょうがなかもん。そら、私のせいじゃなかばいた。土地もないとなると、まさか私があんた海の向こうに造るわけにはいかんとだけん。私が言いよつとは、政治生命というのはこの工場ばですね、町に造りたいて、どうでんこうでん造らにやんてばっかり一生懸命しよつとですたい。どぎやんでんよかなら、そぎやん腹かいて言う必要も何もない、ああそうなど言うときばいい。ああ山都町に造らしたげなたい、松橋に行っただげなたいて、それで笑うときや、きゃあ済むばってん、そういうわけにはいきませんものですけん、そのあたりをですね、是非ご理解をいただきたい。すぐ近いうちにはですね、結論が出ます。また、それは結論はもちろん地域の方々が一番先にお知らせすることですから、もうしばらくですね、お時間をいただきたいと。そして、もう一つは、そこが駄目ですから、はい、ならやめましたということもございません。もうどうでんこうでん、議員の先生方と一緒になっ

てですね、この食鳥の製品工場だけは、この高森地内に造ることだけをですね、大きな目的といたしておりますので、もちろん町民の方々の地主さんの貴重な土地を提供したり、またお貸しをしていただく結果になるかと思えますけれども、協力を得さえすればやるということでございますので、もうしばらくですね、時間を、もうしばらくというよりも、今月末には、この前言うたろうがな、月末か月初めは出すて言うが、皆に。だけん、今日言うたけん、明日ていうものじゃにやあて、そぎゃん、簡単に言うばってん、そぎゃんものじゃ、またそやん簡単に造るとにですね、150億もそら銭は使わっさんもん。調査した上に調査、そしてまた地元でですね、いかに被害がないように、被害が出たら補償しきらんわけですけん、そう簡単には。大きなリスクをその会社もからうわけです。そういうことにならないように精一杯調査をしてですね、そしてやろうと、そのように思っておりますので、4番議員さん、一つよろしく、町中に造るとだけん、加勢しなはり、そういうことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君。

○4番（甲斐直三君） 町長さんの方の力強いご決断の程をお伺いしたところでございます。まだまだ、そこの台地の方にもということで、今調査中ということでございますので、これがスタートとして、これが何とかその場で成功して、潤いができるような政治ができますならばと、私もそういう形で願っておる一人でございますので、町長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

私もこれで最後でございます。質問もこれで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（三森義高君） 4番 甲斐直三君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

傍聴者の方に一言お礼を申し上げたいと思います。本日は一般質問ということで、傍聴いただきまして本当にありがとうございます。大変忙しい中での傍聴であったろうかと思えます。今後とも、議会にご理解とご鞭撻賜りますようよろしくお願い申し上げます、本日のお礼の言葉に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午前11時15分

3月19日（金）

（第3日）

平成22年第1回高森町議会定例会（第3号）

平成22年3月19日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 決議第1号 特別委員会設置に関する決議

日程第2 意見案第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書
について

日程第3 農業委員の推薦の件

日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第5 議案第30号 平成21年度高森町一般会計補正予算について

日程第6 特別委員長報告について

日程第7 議員派遣の件

日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	立山広滋君	2 番	森田勝君
3 番	田上更生君	4 番	甲斐直三君
5 番	甲斐廣國君	6 番	後藤和昭君
7 番	甲斐正一君	8 番	相馬俊行君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	藤本正一君	副町長	宇藤信幸君
教育長	渡邊哲郎君	総務課長	色見隆夫君
住民福祉課長	後藤秀希君	税務課長	村上源喜君
産業観光課長	後藤正三君	建設課長	瀬井公吉郎君

会計課長	岩下光廣君	教育委員会事務局長	佐伯実範君
総務課長補佐	甲斐敏文君	住民福祉課長補佐	廣木富八君
税務課長補佐	甲斐末久君	産業観光課長補佐	杉田則秋君
建設課長補佐	甲斐邦博君	高森東保育園園長代理	瀬井類子君
色見保育園園長代理	熊谷優子君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	沼田勝之君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（三森義高君） おはようございます。これから本日の開議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 決議第1号 特別委員会設置に関する決議

○議長（三森義高君） 日程第1、決議第1号、特別委員会設置に関する決議を議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、3番、田上更生君。

○3番（田上更生君） おはようございます。3番、田上です。

提出者を代表いたしまして、特別委員会設置に関する決議について、趣旨説明をいたします。

大型養鶏場進出計画につきましては、平成21年7月に、藤本町長をはじめ、議員全員で、宮崎県日向市にある日本ホワイトファーム宮崎事業所を視察し、調査・研修を重ねたところであります。

町と議会が積極的に進出の受け入れを推進してきたところであります。また、昨年11月9日には、大字尾下地区にモデル農場として、養鶏場建設が着手され、現在、今月末の完成を目指して急ピッチで事業が進められている状況であります。

このような状況の中で、今後、事業の最大の目玉でありますブロイラーを処理・加工する食品工場の建設も予定されているというところであり、本町の過疎化、高齢化を考えたとき、また地域の活性化を考えるときに、この養鶏場の進出は約500名の雇用の場と、莫大な経済効果を生むものであり、高森町にとって最大の効果をもたらすものと限らない期待をもつところであります。

この事業の推進にあたりましては、自然環境に最大限配慮しながら、町長をはじめ、議会が一丸となって推進することが、今、私たちに与えられた重要な責務であり、特別委員会を設置することによって、町民の皆さんに対する安心と安全な対策を講じながら、様々な問題解決に向けて、誠心誠意対処することが必要であると考えます。

以上のことを踏まえ、養鶏場の進出に対する特別委員会の設置を強く望むものであり、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。森田勝君ほか4人から提出されました決議第1号、特別委員会設置に関する決議のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、森田勝君ほか4人から提出の決議第1号、特別委員会設置に関する決議は可決されました。

お諮りします。本委員会の調査期限は調査終了までとし、議会閉会中の調査についても調査終了まで継続して付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、本委員会の調査期限は調査終了までとし、議会閉会中の調査についても調査終了まで継続して付託することに決定しました。

お諮りします。ただ今設置されました養鶏場進出対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、養鶏場進出対策特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。

しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時07分

再開 午前10時25分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

養鶏場進出対策特別委員長及び副委員長の互選結果について、職員に報告させます。議会事務局長 古澤建生君。

○議会事務局長（古澤建生君） ただ今設置されました養鶏場進出対策特別委員会の委員によります互選の結果、委員長に6番 後藤和昭議員、副委員長に4番 甲斐直三議員が選出されましたので報告いたします。

○議長（三森義高君） 委員長のご挨拶をお願いいたします。養鶏場進出対策特別委員長 後藤和昭君。

○養鶏場進出対策特別委員長（後藤和昭君） おはようございます。6番、後藤です。

先ほどこの本会議場において、特別委員会の設置に対する決議、これがなされました。委員の名前が公表されまして、委員会の中の委員長と副委員長の互選というようなことで審議をいたしました。非常に責任の重い仕事でございまして、昨日の一般質問の中においても、町長の答弁の中に、政治生命をかけるという強い意気込みがございました。議会もこれをじっと手をこまねいているわけにはいきません。会社の方のユニティファームさんの方の社長をお呼びいたしまして、その中で全協の中でお話し、その確認もある程度とれたような気持ちがいたします。

しかしながら、特別委員会の役目は、推進と同時に監視の役目を十分に果たさなければならないという気持ちのもとに、全議員一緒になってですね、特別委員会ばかりじゃなくて、皆さんの協力を仰ぎながら、これから先の町の財政、雇用対策を何としても成し遂げなければならないと強い意気込みをもったわけでございます。

今後は、皆様のご協力を仰ぎながら、委員会の役目を、委員4人、十分に一緒になってやっていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

挨拶といたします。

-----○-----

日程第2 意見案第1号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について

○議長（三森義高君） 日程第2、意見案第1号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） おはようございます。2番、森田です。

提出者を代表いたしまして、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書について、趣旨説明を行います。

民主党の小沢幹事長は、平成21年9月19日、韓国の国会議員代表等と会談し、在日韓国人が永住外国人への地方参政権付与について賛成し、党内の意見集約を図りたいとの考えを示されたと懸念するところであります。

参政権付与をめぐるっては、民主党は2009年の政策集に、結党時の基本政策に、早期に実現すると掲げており、方針は引き続き維持すると掲載していますが、党内には一部の反対者もあり、衆議院選挙マニフェストでは見送っています。

我が国には、永住権をもつ外国人は約91万人生活しており、地域に密接な関係をもつに至っていることから、これは外国人に対して地方公共団体の意思決定に参加させるべきであるとして、これまでもしばしば永住外国人に対する地方参政権付与について議論がなされてきたところであります。

しかし、日本国憲法は第15条において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは国民固有の権利であると規定し、また第93条第2項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定しており、さらに平成7年2月28日の最高裁判所判例は、住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味すると解するが相当であるとしていることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与することは、憲法上問題があると言わざるを得ません。

また、先進8か国G8を見ても、ロシアを除く7か国は、国として永住外国人に地方参政権を付与していません。一方、国籍法は第4条において、外国人は帰化によって日本の国籍を取得することができるかと規定しており、永住外国人は憲法に基づく参政権を取得するためには、この国籍法に定める帰化によるべきものと考えます。

このようなことから、国におかれては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要望し、趣旨説明といたします。

○議長（三森義高君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 農業委員の推薦の件

○議長（三森義高君） 日程第3、農業委員の推薦の件を議題とします。

6番、後藤和昭君については、本人に関する件であり、地方自治法第117条の規定によって除斥となります。後藤和昭君の退場を求めます。

〔後藤和昭議員 退場〕

○議長（三森義高君） お諮りします。議会推薦の農業委員に後藤和昭君を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は後藤和昭君を推薦することに決定しました。

これより、後藤和昭君の入場を認めます。

〔後藤和昭議員 入場〕

○議長（三森義高君） 後藤和昭君に申し伝えます。農業委員の推薦の件については、推薦することに決定しましたので、その旨、申し伝えます。

-----○-----

日程第4 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（三森義高君） 日程第4、付託案件の委員長報告並びに採決を議題とします。

-----○-----

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） おはようございます。4番、甲斐でございます。

総務常任委員会に付託されました議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、3月10日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び東総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第6号 高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第6号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐でございます。

総務常任委員会に付託されました議案第6号、高森町駐在嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正につきましては、3月の10日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び東総務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。
お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、高森町駐在
嘱託員の報酬及び費用弁償等条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可
決されました。

-----○-----

議案第7号 高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第7号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正に
ついては、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。
総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第7号、高森町一般職員の給与に関する条
例の一部改正につきましては、3月の10日、午前11時から、第3、4委員会
室におきまして、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び東総務係長に出席を求
め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とす
ることに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第8号 高森町税条例の一部改正について

- 議長（三森義高君） 議案第8号、高森町税条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第8号、高森町税条例の一部改正につきましては、3月の10日、午前9時15分から、第3、4委員会室におきまして、税務課より村上課長、甲斐課長補佐及び安藤固定資産係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号、高森町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第9号 高森町立学校教職員住宅管理条例の一部改正について

○議長（三森義高君） 議案第9号、高森町立学校教職員住宅管理条例の一部改正については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第9号、高森町立学校教職員住宅管理条例の一部改正につきましては、3月の11日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長及び馬原学校教育係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、高森町立学校教職員住宅管理条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第10号 辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（三森義高君） 議案第10号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第10号、辺地に係る公共的施設の整備計画につきましては、3月の10日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び古庄企画係長に出席を求め、詳細

に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、辺地に係る公共的施設の整備計画については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第11号 財産の無償譲渡について

○議長（三森義高君） 議案第11号、財産の無償譲渡については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第11号、財産の無償譲渡につきましては、3月の10日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び後藤財産管理係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第13号 高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定について

○議長（三森義高君） 議案第13号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第13号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定につきましては、3月の17日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、杉田課長補佐及び佐藤農林振興係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

なお、午後から、アグリセンターを視察いたしまして、指定管理者として選定されました平成肉用牛生産株式会社におかれましては、協定書の内容を十分理解していただくとともに、遵守されることを強く望むものであり、また町はそのチェック機能を十分に発揮し、管理強化に努めるよう強い意見がありましたことを付け加えてご報告とさせていただきます。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号、高森町有機農業推進施設の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第14号 平成21年度高森町一般会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第14号、平成21年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第14号、平成21年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月の10日、午前9時15分から、第3、4委員会室におきまして、会計課より岩下課長、税務課より村上課長補佐及び各係長に出席を求め、さらには同じく午前11時から、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求めました。慎重に審議いたしました。また、午後3時45分からは、議会監査事務局より古澤局長及び沼田庶務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

- 議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第14号、平成21年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月の11日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

また、3月12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第14号、平成21年度高森町一般会計補正予算につきましては、3月の16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました、

また、3月17日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、杉田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

なお、町道につきましては、根子岳観光線をはじめ、事業の進捗状況や各地域からの改良要望路線などについて、視察確認を行いましたところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） これから各委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、平成21年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第15号 平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第15号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第15号、平成21年度高森町国民健

康保険特別会計補正予算につきましては、3月の12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、平成21年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第16号 平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第16号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第16号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算につきましては、3月の12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、平成21年度高森町老人保健特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第17号 平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第17号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第17号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、3月の12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、平成21年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第18号 平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第18号、平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第18号、平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、3月の12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び橋本介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、平成21年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第19号 平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第19号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正

予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第19号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、3月の16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、甲斐課長補佐及び野尻水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、平成21年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第20号 平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（三森義高君） 議案第20号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第20号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、3月の16日、午前10時から、第3、4委員会室において、建設課より瀬井課長、甲斐課長補佐及び野尻水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議

なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、平成21年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第21号 平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

- 議長（三森義高君） 議案第21号、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第21号、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算につきましては、3月の10日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び古庄企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号、平成21年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（三森義高君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

議案第22号 平成22年度高森町一般会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第22号、平成22年度高森町一般会計予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

○総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第22号、平成22年度高森町一般会計予算につきましては、3月の10日、午前9時15分から、第3、4委員会室におきまして、会計課より岩下課長、税務課より村上課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、さらには同じく午前11時から、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、慎重に審議いたしました。また、午後3時45分から、議会事務局より古澤局長及び沼田庶務係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第22号、平成22年度高森町一般会計予算につきましては、3月の11日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、教育委員会より渡邊教育長、佐伯事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定しました。

また、3月12日、午前10時から、第3、4委員会室において、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第22号、平成22年度高森町一般会計予算につきましては、3月の16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、甲斐課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

また、3月17日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より後藤課長、杉田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号、平成22年度高森町一般会計予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第23号 平成22年度高森町国民健康保険特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 議案第23号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第23号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計予算につきましては、3月の12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号、平成22年度高森町国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第24号 平成22年度高森町老人保健特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 議案第24号、平成22年度高森町老人保健特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めま

す。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第24号、平成22年度高森町老人保健特別会計予算につきましては、3月の12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号、平成22年度高森町老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第25号 平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第25号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

○文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第25号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、3月の12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び佐藤国民健康保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第26号 平成22年度高森町介護保険特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 議案第26号、平成22年度高森町介護保険特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 甲斐廣國君。

- 文教厚生常任委員長（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第26号、平成22年度高森町介護保険特別会計予算につきましては、3月の12日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より後藤課長、廣木課長補佐及び橋本介護保険係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、これまで問題になっております介護支援センターの課徴金の件につきましては、委員各位より再三指摘を受けており、早期解決を望むところでありますが、再度、近隣町村等の動向を見ながら、次の定例会までに何らかの解決を見るよう努力することとし、ほかの予算につきましては、全委員異議なく、可とすることと決定をいたしております。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、平成22年度高森町介護保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第27号 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第27号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第27号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計予算につきましては、3月16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、後藤課長補佐及び野尻水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

なお、水道料金の未納対策につきましては、給水停止予告通知はもちろんのこと、悪質な滞納者の方に対しましては、給水停止措置等の厳しい対応を望むものであり、また、平成24年度から上水道への移行が予定されていることであり、無償給水家庭等を含めた抜本的な水道使用料の見直しを早急に検討すべきであるとの意見が出されましたことを付け加えてご報告いたします。

すみません。ちょっと訂正をさせていただきます。先ほど申しあげました建設課より瀬井課長、後藤課長補佐と申しあげましたけれども、甲斐課長補佐の誤りでございます。訂正させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第28号 平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（三森義高君） 議案第28号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 田上更生君。

○建設経済常任委員長（田上更生君） 3番、田上です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第28号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計予算につきましては、3月16日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、建設課より瀬井課長、甲斐課長補佐及び野尻水道係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第29号 平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

- 議長（三森義高君） 議案第29号、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐直三君。

- 総務常任委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第29号、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきましては、3月10日、午前11時から、第3、4委員会室におきまして、総務課より色見課長、甲斐課長補佐及び古庄企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

- 議長（三森義高君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第30号 平成21年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第5、議案第30号、平成21年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第30号で提案いたしました平成21年度高森町一般会計補正予算（第10号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正は、先にご提案を申し上げました補正予算（第9号）の歳入歳出予算編成後に変更等がありました国の補正予算でありますところのきめ細かな臨時交付金の増額、また地域活性化公共投資臨時交付金関係事業費の調整と、主に国の補正予算として実施されます事業費を、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成22年度に繰り越しをして使用するため、繰越明許費の設定に関しましての補正予算でございます。

4ページをお願いしたいと思います。

第2表の繰越明許費の追加につきましては、主に補正予算に係るものでございまして、繰越限度額を設定するものでございます。内訳は、第2表のとおりでございます。総額6億6,012万9,000円となります。

続きまして、繰越明許費の変更につきましては、管内中学校太陽光発電設備事業の繰越明許費を第8号の補正予算で決議をいただいたところでございますが、その後に同事業の入札が完了したことによりまして、入札残を調整をし475万1,000円を減額をいたしましたものでございます。繰越明許費の限度額は6,498万5,000円に補正するものでございます。

続きまして、歳入予算につきましてご説明を申し上げます。第14款の国庫支出金、第2目の総務費国庫補助金、第3節の地域情報通信基盤整備推進交付金1,579万1,000円の減額につきましては、同事業の伝送路実施設計額が減額となりましたことにより、国庫補助金の調整をいたしましたものです。

続きまして、第13目の地域活性化きめ細かな臨時交付金につきましては、860万9,000円が増額決定されたことにより、増額補正を行うものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2款の総務費、第28目の地域活性化公共投資対策事業費につきましては、先ほどご説明をいたしましたとおり、本事業の伝送路実施設計額が減額となりましたことにより、4,737万3,000円の減額補正を行うものでございます。

第7款の土木費、第2項の道路橋梁費につきましては、それぞれの目ごとに必要な予算を調整したものでございますが、特に第6目のきめ細かな土木対策事業費、各節の金額につきましては、携帯電話伝送路の工事費が減額となりました金額のうち、国の補正予算でありますところの地域活性化公共投資臨時交付金の決定額を下回らない範囲におきまして、一般財源の充当見直しなどの予算上の調整を行いまして、増額補正を行ったものでございます。

9ページに、第9款の教育費、第6目の中学校施設公共投資対策事業費でございますが、先に繰越明許費の変更の際にご説明を申し上げましたとおり、管内中学校太陽光発電設備事業の入札残額が発生したことにより、それぞれ調整を行ったものでございます。

以上が今回の補正予算の主なものでございます。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） 2番、森田です。

今、この補正には、私は異議はありませんけど、太陽光の件について、今後、高森中学校ができるということでございます。その後、恐らく東中学校も取り付けを行われて、順次、いくと思いますが、この入札がですね、私は、熊本市がしてあるがですね、これは町長にもお願いですけど、今後、地元の人をですね、まあこれは金額が大きいけん、なかなかそれは難しだろうという話もあるかもしれませんが、できますなら、地元の人にも入札をとということの一つお願いしておきます。

それからですね、これはちょっと話は別になりますが、昨日、中学校の体育館で卒業式に出席いたしまして、あの日はちょうど雨も降っていた感じですが、体育館に入った瞬間にですね、えらい真っ暗うして何だろうかと思って上を見ると、電灯が12か所かな、体育館の中が切れておりまして、父兄のとんと真上がですね、真っ暗になって、やはりここに予算で381万4,000円、修理費で組んでありますが、その部分でですね、そういうことがないように注意深く、施設関係はもう特に「きめ細かな」とうたってありますので、よろしくお願いしておきたいと思えます。

○議長（三森義高君） 教育長 渡邊哲郎。

○教育長（渡邊哲郎君） 今、ご指摘をいただきました体育館の電灯の件ですが、こ

れにつきましては、担当係長が早急に対応いたしまして、ブレーカーが落ちているのを確認ができていなかったということで、ブレーカーを元に戻したならば点灯したという報告を受けております。一応、今後につきましても、そういったいろいろな分がないように十分注意していきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 2番議員のご質問にお答えを申し上げます。

入札につきましては、できる限り地域の活性化ということで、地元の方々にご入札ができるようにですね、精一杯、今働いているところでございます。今回のこの太陽光、高森中学校の工事につきましては、入札率がですね、いらん心配ばってん85%で、はっきり分かっておりますが、1円違いがですね、6社、7社ございました。1円でございました。それくらい地域的なものはですね、その分が余ったとは決していいことじゃございませんけれども、そういうのも含めて努力はいたしております。できる限り、おっしゃいましたように、土木を含め、建築にすれ、何にすれですね、地域の方に仕事していただきたいと心がけておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 地元ということで、もう一つだけ申し上げますが、東の方の高森東中学校の方は、地元の方が入札されておりますのでご説明を申し上げます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、平成21年度高森町一般会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成21年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 特別委員長報告について

○議長（三森義高君） 日程第6、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 甲斐直三君。

○議会広報特別委員長（甲斐直三君） 4番、甲斐です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会につきまして、昨日、3月18日、正午より、第1、2委員会室におきまして、3月定例議会の議会広報紙づくりの検討会を行いました。この結果、平成21年度高森町一般会計補正予算、また平成22年度の高森町一般会計予算を主とした各常任委員会の状況等を中心に紙面づくりを行うことになっております。

また、発行日につきましては、5月の連休明けとして、5月の12日、水曜日に発送を予定しております。

報告を終わります。

○議長（三森義高君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第7 議員派遣の件

○議長（三森義高君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配りましたとおりに派遣することにしたと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおりに派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第8 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（三森義高君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで本日の日程は全部終了しました。

一言ご挨拶申し上げたいと思います。

9日から始まりまして、本日まで11日間と長い定例会当初でございます。大変厳しい環境の中での定例会でもあったろうかと思えます。22年度がこの定例会を基に、すこぶる飛躍できるような高森町にさせていただきますよう、執行部をはじめ、議会各位のこれからの活躍をご期待申し上げまして、本日の開議を閉じたいと思えます。

平成22年第1回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後0時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成22年第1回定例会

平成22年3月発行

発行人 高森町議会議長 三森 義高
編集人 高森町議会事務局長 古澤 建生
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111